

【FdData 中間期末：中学社会公民：裁判所・三権分立】

[\[裁判所の種類・三審制\]](#) / [\[司法権の独立\]](#) / [\[違憲審査権\]](#) / [\[国民審査・弾劾裁判\]](#) / [\[民事裁判\]](#) / [\[刑事裁判\]](#) / [\[刑事裁判と人権保障\]](#) / [\[民事裁判・刑事裁判全般\]](#) / [\[裁判員制度\]](#) / [\[その他の司法制度改革\]](#) / [\[三権分立\]](#) / [\[三権の関係\]](#) / [\[総合問題\]](#) /

[FdData 中間期末製品版のご案内](#)]

[\[FdData 中間期末ホームページ\]](#) 掲載の pdf ファイル(サンプル)一覧

※次のリンクは[Shift]キーをおしながら左クリックすると、新規ウィンドウが開きます

社会：[\[社会地理\]](#)，[\[社会歴史\]](#)，[\[社会公民\]](#)

理科：[\[理科 1 年\]](#)，[\[理科 2 年\]](#)，[\[理科 3 年\]](#)

数学：[\[数学 1 年\]](#)，[\[数学 2 年\]](#)，[\[数学 3 年\]](#)

※全内容を掲載しておりますが、印刷はできないように設定しております

【】 裁判所のしくみと働き

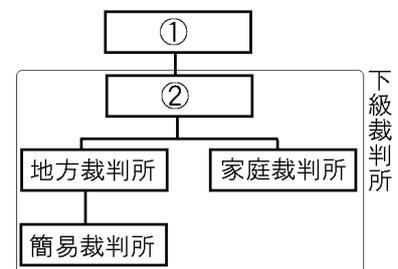
【】 裁判所の種類・三審制

[最高裁判所と下級裁判所]

[問題](2 学期中間改)

右図を参考にして、次の文中の①，②にあてはまる語句をそれぞれ答えよ。

裁判所には(①)裁判所と下級裁判所がある。下級裁判所には、全国に 8 か所ある(②)裁判所、全国で 50 か所ある地方裁判所、家庭内の争いや未成年者についての事件などを扱う家庭裁判所(全国で 50 か所)、140 万円以下の民事事件と罰金刑以下の刑事事件を扱う簡易裁判所(全国で 438 か所)の 4 種類がある。



[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 最高 ② 高等

【解説】

法にもとづいて争いを解決することを裁判または司法という。憲法 76 条 1 項は、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」と定めている。

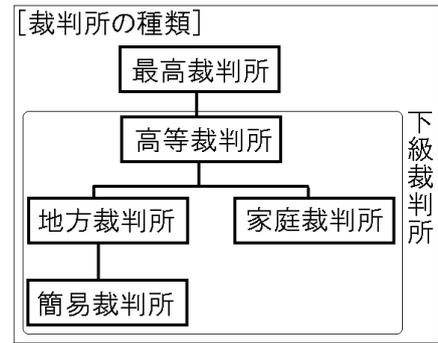
裁判所は、大きく、最高裁判所と下級裁判所に分けることができる。最高裁判所は 1 つである(東京都千代田区にある)。最高裁判所は 15 名の裁判官から構成されている。下級裁判所には、高等裁判所(北から、札幌市・

仙台市・東京都・名古屋市・大阪市・広島市・高松市・福岡市の 8 つの都市に設置)、地方裁判所(各都府県に 1 つずつ、北海道は 4 つ、合計 50 か所)、家庭裁判所(50 か所、家庭内の争いや未成年者についての事件などを扱う)、簡易裁判所(438 か所、140 万円以下の民事事件と罰金刑以下の刑事事件を扱う)の 4 種類の裁判所がある。

※出題頻度：「最高裁判所○」「高等裁判所○」「地方裁判所○」「家庭裁判所○」

「簡易裁判所○」「下級裁判所△」

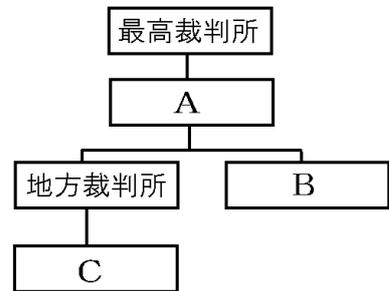
(頻度記号：◎(特に出題頻度が高い), ○(出題頻度が高い), △(ときどき出題される))



【問題】(2 学期期末)

右図の A~C の裁判所を次のヒントを参考に答えよ。

- A 全国に 8 か所ある。
- B 家庭内の争いや未成年者についての事件などを扱う裁判所。
- C 140 万円以下の民事事件と罰金刑以下の刑事事件を扱う裁判所。



【解答欄】

A	B	C
---	---	---

【解答】A 高等裁判所 B 家庭裁判所 C 簡易裁判所

【問題】(前期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 最高裁判所以外の裁判所をまとめて何というか。
- (2) (1)のうち、全国に 8 か所ある裁判所の種類を答えよ。
- (3) (1)のうち、全国に 50 か所(各都府県に 1 つずつ、北海道は 4 つ)ある裁判所の種類を 2 つ答えよ。
- (4) (1)のうち、全国に 438 か所ある裁判所の種類を答えよ。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
(4)		

[解答](1) 下級裁判所 (2) 高等裁判所 (3) 地方裁判所, 家庭裁判所 (4) 簡易裁判所

[問題](2 学期期末)

次の文中の①～⑧に適語を入れよ。

- ・(①)裁判所：全国で 1 か所。都道府県では(②)にある。
- ・(③)裁判所：全国で 8 か所。大都市圏などにあり，北から札幌市・(④)(東北地方)・東京都・名古屋市・大阪市・広島市・(⑤)(四国地方)・福岡市の 8 都市にある。
- ・(⑥)裁判所：全国で 50 か所。多くの第一審はここで開かれる。
- ・(⑦)裁判所：(⑥)裁判所と同じ都市にある。少年事件等を扱う。
- ・(⑧)裁判所：全国に 438 か所。140 万円以下の民事事件や軽犯罪を扱う。

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧

[解答]① 最高 ② 東京都 ③ 高等 ④ 仙台市 ⑤ 高松市 ⑥ 地方 ⑦ 家庭 ⑧ 簡易

[第一審の裁判所]

[問題](1 学期中間)

未成年者の刑事事件，家庭内・親族間の民事上の争いなどを扱う第一審の裁判所は(X)である。140 万円以下の民事事件，罰金刑以下の刑事事件の場合は，簡易裁判所が第一審になる。それ以外は，地方裁判所が第一審になる。文中の X に適語を入れよ。

[解答欄]

[解答]家庭裁判所

[解説]

裁判の第一審は，^{だいいつしん}地方裁判所，^{かてい}家庭裁判所，^{かんい}簡易裁判所のいずれかで行われる。

^{みせいねんしゃ}未成年者の刑事事件，^{しんぞく}家庭内・^{みんじ}親族間の民事上の争いは家庭裁判所が第一審になる。

[第一審の裁判所]

- ① 未成年者・家族親族 → 家庭裁判所
- ② 軽微な事件 → 簡易裁判所
(罰金刑, 140万円以下の民事事件)
- ③ ①, ②以外 → 地方裁判所

140万円以下の民事事件，罰金刑以下の^{ぼっきんけい}刑事事件の場合は，簡易裁判所が第一審になる。
それ以外は，地方裁判所が第一審になる。

※出題頻度：この単元はときどき出題される。

[問題](2学期中間)

次の①～③で裁判となった場合，どの裁判所で第一審の裁判が始まるか。裁判所の種類を答えよ。

- ① 17歳の高校生3人が，55歳のホームレスの男性を登呂公園で襲い，重傷を負わせたとして警察に逮捕された。
- ② 元恋人に80万円を貸したが，借りた覚えはないと言って返してくれない。
- ③ 高松公園で17歳の少年が襲われ，全治1か月の重傷を負った。容疑者として55歳のホームレスの男性2人が逮捕された。登呂公園の襲撃事件の報復と見られる。

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 家庭裁判所 ② 簡易裁判所 ③ 地方裁判所

[解説]

- ① 未成年者の刑事事件なので家庭裁判所が第一審になる。
- ② 140万円以下の民事事件なので簡易裁判所が第一審になる。
- ③ 被疑者は成人であり，罰金刑を超える事件なので地方裁判所が第一審になる。

[三審制]

[問題](2学期期末改)

次の文章中の①，②に適語を入れよ。

地方裁判所で第一審の裁判が行われた場合，その判決に不服があれば，第二審の高等裁判所へ控訴できる。第二審の判決にも不服の場合，第三審の最高裁判所へ(①)できる。このように，1つの事件で3回まで裁判を受けることができる制度を(②)制という。(②)制の目的は慎重な裁判によって人権を守ることである。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 上告 ② 三審

【解説】

国民は、同じ事件について3回まで裁判を受けることができる。すなわち、第一審の判決に不服があれば、第二審の上級裁判所へ控訴することができる。さらに第二審の判決に不服のときは、第三審へ上告を行うことができる。これを三審制という。三審制の目的は慎重な裁判によって人権を守ることである。



第一審が地方裁判所の場合、(第一審：地方裁判所)→控訴→(第二審：高等裁判所)→上告→(第三審：最高裁判所)となる。

※出題頻度：「三審制○」「控訴◎」「上告◎」「慎重な裁判によって人権を守るため○」

【問題】(2学期中間)

次の文章中の①～④に適語を入れよ。

第一審の判決に不服の場合に上級の裁判所に訴えることを(①)という。さらに(②)とって3度目の裁判を受けることもできる。このような制度を(③)という。(③)の目的は慎重な裁判によって(④)を守ることである。

【解答欄】

①	②	③	④
---	---	---	---

【解答】① 控訴 ② 上告 ③ 三審制 ④ 人権

【問題】(2学期期末)

次の図を見て、各問いに答えよ。



- (1) 第一審の裁判に不服な場合に行うアを何というか。
- (2) 第二審の裁判に不服な場合に行うイを何というか。
- (3) 図の場合、同じ1つの事件について3回裁判を行っている。この制度を何というか。
- (4) なぜ(3)のような制度がとられているのか。「慎重」「人権」という語句を使って簡潔に説明せよ。

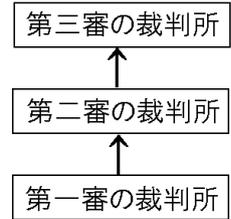
【解答欄】

(1)	(2)	(3)
(4)		

【解答】(1) 控訴 (2) 上告 (3) 三審制 (4) 慎重な裁判によって人権を守るため。

[問題](入試問題)

右図は、三審制のしくみについて大まかに示したものである。三審制のしくみを、「控訴」と「上告」という2つの語を用いて、簡潔に説明せよ。



(山口県)

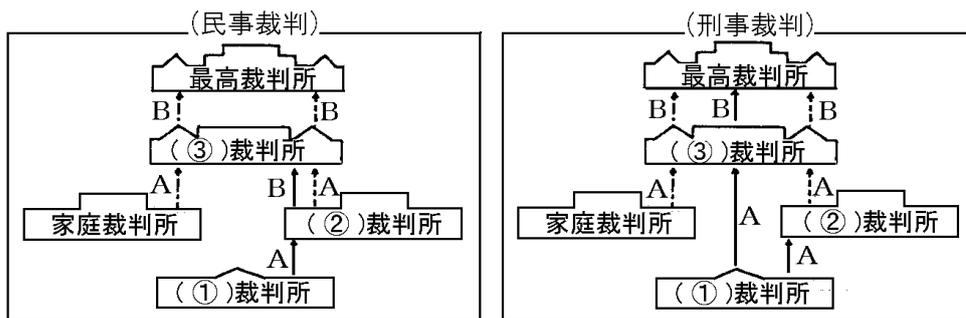
[解答欄]

[解答]第一審の裁判所の判決に不服があれば、第二審の裁判所に控訴し、さらに第二審の裁判所の判決に不服のときは、第三審の裁判所へ上告を行うことができる。

[裁判所の種類と三審制]

[問題](2学期期末)

次の資料は裁判のしくみを示したものである。これを見て、各問いに答えよ。



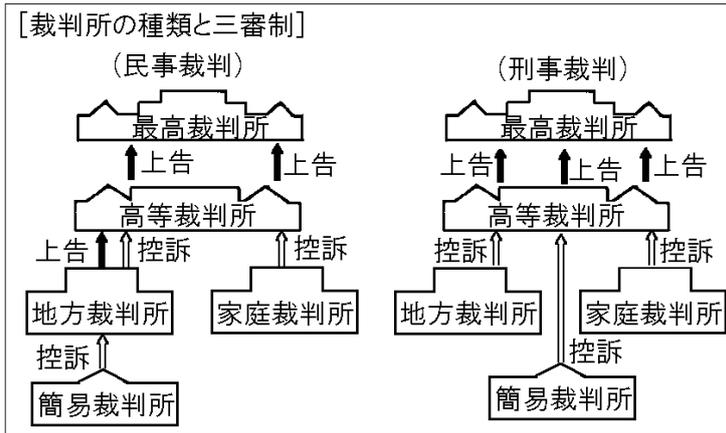
- (1) 資料中の①～③にあてはまる語句を書け。
- (2) 裁判の判決に不服な場合に行う資料中のA, Bの手続きをそれぞれ何というか。
- (3) 資料のように、3回まで裁判を受けられるしくみを何というか。

[解答欄]

(1)①	②	③	(2)A
B	(3)		

[解答](1)① 簡易 ② 地方 ③ 高等 (2)A 控訴 B 上告 (3) 三審制

[解説]



5 つの裁判所を上のような図で表したとき、最上段に最高裁判所、2 段目に高等裁判所、3 段目に地方裁判所と家庭裁判所が並べて配置される。(地方裁判所と家庭裁判所は原則として各都道府県に 1 つずつ置かれる(50 か所))。最下段には軽微な事件を扱う簡易裁判所(全国で 438 か所)がくる。

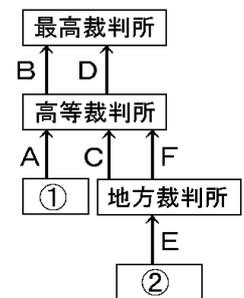
民事裁判で、第一審が地方裁判所か家庭裁判所の場合は、第二審は高等裁判所、第三審は最高裁判所になる。これに対し、第一審が簡易裁判所の場合、第二審は地方裁判所、第三審は高等裁判所になる。刑事裁判の場合、第二審は必ず高等裁判所、第三審は最高裁判所になる。

※出題頻度：この単元はよく出題される。

[問題](2 学期期末)

右の図の裁判のしくみを見て、次の各問いに答えよ。

- (1) 図中の①と②の裁判所の名前を書け。
- (2) 図中の A~F の矢印で、「控訴」と「上告」にあてはまるものをそれぞれすべて記号で書け。
- (3) 図のように、3 回まで裁判を受けられるしくみを何というか。



[解答欄]

(1)①	②	(2)控訴：	上告：
(3)			

[解答](1)① 家庭裁判所 ② 簡易裁判所 (2)控訴：A, C, E 上告：B, D, F (3) 三審制

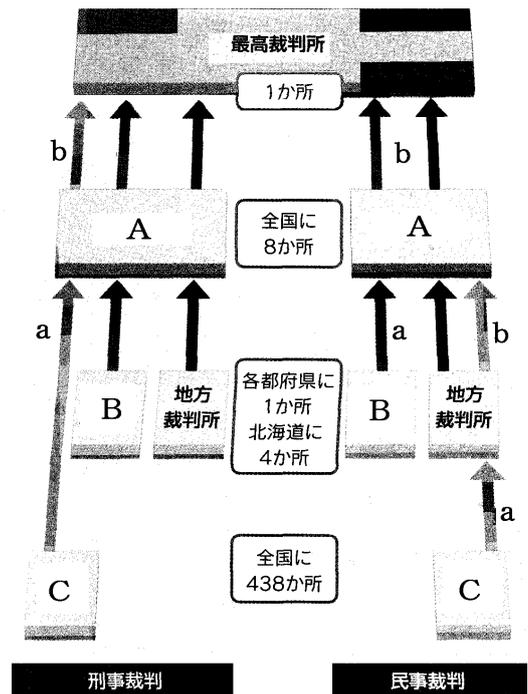
[解説]

(1) 地方裁判所と同じ段に表示されている①は家庭裁判所である。地方裁判所の下に表示されている②は簡易裁判所である。

[問題](2 学期中間)

右の図を見て、各問いに答えよ。

- (1) 右の図の A～C にあてはまる裁判所の名称を答えよ。
- (2) 右の図の a, b にあてはまる語句を、次の文を参考にして答えよ。
第一審の裁判所の判決に対して、第二審の裁判所に(a)し、さらに、第二審から第三審へ(b)することができる。
- (3) 右の図中の A～C の裁判所と地方裁判所をまとめて何と呼んでいるか。
- (4) 図のように、原則として 1 つの事件について 3 回まで裁判を受けることができるしくみを何というか。
- (5) (4)の制度がとられている理由を簡潔に説明せよ。



[解答欄]

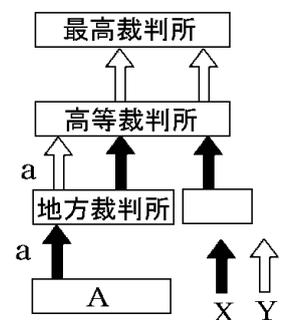
(1)A	B	C	(2)a
b	(3)	(4)	
(5)			

[解答](1)A 高等裁判所 B 家庭裁判所 C 簡易裁判所 (2)a 控訴 b 上告
(3) 下級裁判所 (4) 三審制 (5) 慎重な裁判によって人権を守るため。

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 右の図の a は、民事裁判か刑事裁判の進行を示したものである。どちらの裁判について示したもののか。
- (2) 右の図中の A の裁判所の名を漢字で書け。
- (3) 右の図の矢印 X と Y は、判決に不服がある場合、上級の裁判所に裁判のやり直しを求めることを示している。矢印 X, Y をそれぞれ何というか。漢字で書け。



[解答欄]

(1)	(2)	(3)X	Y
-----	-----	------	---

[解答](1) 民事裁判 (2) 簡易裁判所 (3)X 控訴 Y 上告

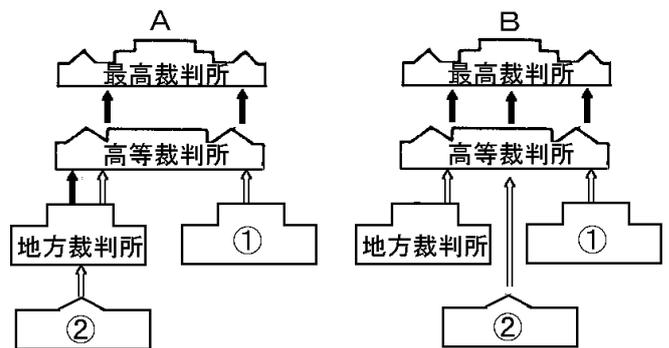
[解説]

(1) 地方裁判所の下に描かれているので、Aは簡易裁判所であるとわかる。また、「A→(X)→地方裁判所」と図示されていることから、簡易裁判所の判決に不服で、第二審の地方裁判所に控訴(X)していることがわかる。刑事事件であれば、第二審は必ず高等裁判所になるので、図のaは民事裁判を表していると判断できる。

[問題](2 学期中間)

右の図を見て、各問いに答えよ。

- (1) 図中の①, ②にあてはまる語句を書け。
- (2) 高等裁判所は全国に何か所あるか。
- (3) 図の A, B のうち、民事裁判のしくみをあらわしている図はどちらか。
- (4) 図中の↑と⇧は上級の裁判所に不服を申し立てることを示している。それぞれ何というか。
- (5) 公正な裁判をおこなうために、原則として1つの事件について3回まで裁判を求めることができるしくみを何というか。



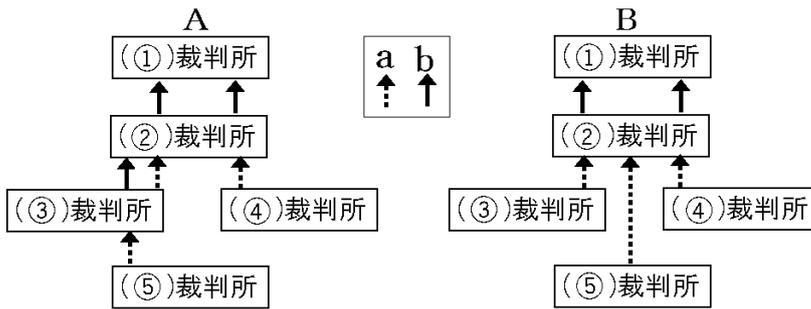
[解答欄]

(1)①	②	(2)	(3)
(4)↑ :	⇧ :	(5)	

[解答](1)① 家庭裁判所 ② 簡易裁判所 (2) 8か所 (3) A (4)↑ : 上告 ⇧ : 控訴
 (5) 三審制

[問題](後期中間)

次の図について、後の各問いに答えよ。



- (1) 図の A, B はそれぞれ何という種類の裁判か
- (2) 図の①～⑤にあてはまる語句を書け。
- (3) 図 a, b に適する手続きを何というか。

[解答欄]

(1)A	B	(2)①	②
③	④	⑤	(2)a
b			

[解答](1)A 民事裁判 B 刑事裁判 (2)① 最高 ② 高等 ③ 地方 ④ 家庭 ⑤ 簡易
 (2)a 控訴 b 上告

【】 司法権の独立

[問題](2 学期中間)

公正中立な裁判を行うためには、裁判官が国会や内閣など他の権力からの圧力や干渉を受けないことが必要である。憲法は「すべて裁判官はその良心に従い独立してその職権を行ない、この憲法および法律にのみ拘束される。」と定めている。このような原則を、何の独立というか。

[解答欄]

[解答] 司法権の独立

[解説]

公正中立な裁判を行うためには、司法権の独立が必要である。これは、国会や内閣は裁判所に干渉してはならず、また一つ一つの裁判では、裁判官は自分の良心に従い、憲法と法律だけにしばられるという原則である。憲法 76 条 3 項は「すべて

裁判官はその良心に従い独立してその職権を行ない、この憲法および法律にのみ拘束される。」と定めている。

※出題頻度：「司法権の独立○」「良心○」「憲法および法律○」

[司法権の独立]

すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法 および 法律 にのみ拘束される。

※司法権の独立は、①他の国家機関からの裁判所の独立、②実際に裁判を担当する裁判官の職権の独立という 2 つの意味をもっている。①についてよく例に挙げられるのは、明治時代の大津事件(1891 年)である。これは、来日中のロシア皇太子が滋賀県大津で警備にあっていた一人の巡査に刀で切られて負傷した事件である。この事件は明治政府に大きな衝撃を与えた。当時南下政策をとっていた大国ロシアを刺激することに恐怖を覚えた政府は、犯人の巡査に死刑判決を下すよう大審院(現在の最高裁判所にあたる)に申し入れをしてきた。これに対し、大審院院長児島惟謙は司法の独立に対する不当な干渉であるとしてこれを退け、無期懲役の判決を下した。

司法権の独立の②については、「平賀書簡事件」という例がある。ある裁判を行っていた裁判官に、その裁判所の所長がアドバイスとして「書簡」を送ったもので、そこにはこういう判決をしたほうが良いということまで書かれてあった。この所長の行為は「裁判官の独立」を侵す憲法違反行為であるとされ問題になった事件である。

[問題](後期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 日本国憲法第 76 条は「すべて裁判官はその(①)に従い、独立してその職権を行ひ、この憲法及び(②)にのみ拘束される」と定めている。①, ②にあてはまる語句を書け。
- (2) (1)のように裁判官が国会や内閣その他の機関から圧力や干渉を受けないことを何というか。

[解答欄]

(1)①	②	(2)
------	---	-----

[解答](1)① 良心 ② 法律 (2) 司法権の独立

[問題](2 学期中間)

次の文章中の①～⑤に適語を入れよ。

裁判において裁判官は公正中立な態度をとらなければならない。そのための原則として(①)の独立がある。憲法も、「すべて裁判官は、その(②)に従い(③)してその職権を行い、この(④)および(⑤)にのみ拘束される。」と定めている。

[解答欄]

①	②	③	④
⑤			

[解答]① 司法権 ② 良心 ③ 独立 ④ 憲法 ⑤ 法律

[問題](入試問題)

裁判官が、国会や内閣、その他のどんな権力からも影響を受けないようにするために、日本国憲法で定められている内容を、簡潔に書け。

(和歌山県)

[解答欄]

--

[解答]裁判官は自らの良心に従って独立して裁判を行い、憲法および法律にのみ拘束される。

[問題](2 学期期末)

司法権の独立が必要な理由を、「公正中立」「圧力や干渉」という語句を使って書け。

[解答欄]

--

[解答]公正中立な裁判を行うためには、裁判官が国会や内閣など他の権力から圧力や干渉を受けないことが必要であるから。

【】 違憲審査権

[問題](後期中間改)

すべての裁判所は、具体的な事件で、法律・命令・規則などが憲法に違反していないかどうかを審査する。この制度を(X)制といい、このような裁判所の権限を(X)権という。(X)の最終的な決定権を持つ最高裁判所は憲法の番人ともいわれる。文中の X に語句を入れよ。

[解答欄]

[解答]違憲審査

[解説]

裁判所は、具体的な事件で、法律・命令・規則などが憲法に違反していないかどうかを審査する。この制度を違憲審査制といい、この権限を違憲審査権という。違憲審査権はすべての裁判所がもっているが、違憲かどうか争われた事件は最高裁判所まで持ち込まれることが多く、最高裁判所は最終判断を下すことになる。法令が合憲か違憲かについての最終決定権を持っていることから、最高裁判所は憲法の番人と呼ばれている。

※出題頻度：「違憲審査制(違憲審査権)○」「すべての裁判所がもつ△」

「憲法の番人○」「法律などが合憲か違憲かについての最終決定権を持っているから○」

※最高裁判所が違憲審査権を発動して、既存の法律を違憲であるとの判断を下した最初の判例は刑法の尊属殺人の規定であった(1973年)。かつて、刑法には通常の殺人罪のほかに尊属殺人罪というのがあった。殺人罪が「人を殺したる者は死刑又は無期もしくは3年以上の懲役に処す」と規定されているのに対し、尊属殺人罪は「自己又は配偶者の直系尊属を殺したる者は死刑又は無期に処す」とより厳しい処罰が定められていた(直系尊属とは父母・祖父母などである)。問題になった事件は「栃木実父殺し事件」と呼ばれるものである。被告の女性(当時29歳)は実父から長年にわたってひどい性的虐待を受け続け、夫婦同然の関係を強いられてきたが、それに耐えかね思いあまって実父を殺害してしまったという事件である。裁判官は、むしろ気の毒なのは被告の女性であると考え、執行猶予のついた判決を出すのが相当と考えたようであるが、尊属殺人は「死刑又は無期」という重罰が規定されているため、そのままでは実刑判決を出さざるを得ない状況であった。最高裁判所は、執行猶予が付けられないほどの重い刑罰のみしか言い渡せない刑法200条の尊属殺人罪の規定は、法の下の平等を定めた憲法14条に違反する(違憲である)として、被告人には通常の殺人罪を適用し懲役2年6月、執行猶予3年の判決を言い渡した。その後、1995年の刑法改正で200条は削除された。

[違憲審査制]

すべての裁判所が違憲審査権をもつ。

最終判断は最高裁→憲法の番人

法律などが合憲か違憲かについての
最終決定権を持っているから

[問題](2 学期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) すべての裁判所は、具体的な事件で、法律・命令・規則などが憲法に違反していないかどうかを審査する権限をもっている。この権限を何というか。
- (2) 最高裁判所は、行政の行為や法律が合憲か違憲かを判断する最終的な決定権をもつことから、憲法の何と呼ばれているか。

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 違憲審査権 (2) 憲法の番人

[問題](2 学期中間)

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

日本国憲法は、日本のあらゆる法の中の(①)法規であり、憲法に違反する法律や国の行為などはすべて無効である。ただし、裁判所は法律などが合憲かどうかを一般的に審査するのではなく、具体的な事件の裁判を通して合憲かどうかを審査する。このような制度を(②)制といい、このような裁判所の権限を(②)権という。(②)の最終的な決定権を持つ最高裁判所は「(③)」と呼ばれる。

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 最高 ② 違憲審査 ③ 憲法の番人

[問題](入試問題)

法律などに対して違憲審査を行う権限をもっている機関として適切なものを、次の[]からすべて選べ。

[国会 地方裁判所 内閣 法務省 最高裁判所]

(長野県)

[解答欄]

--

[解答]地方裁判所，最高裁判所

[解説]

違憲審査権はすべての裁判所がもつ。

[問題](2 学期期末)

最高裁判所が「憲法の番人」と呼ばれているのはなぜか。

[解答欄]

[解答]法律などが合憲か違憲かについての最終決定権をもっているから。

【】 国民審査・弾劾裁判

[裁判官の身分の保障]

[問題](前期中間)

次の説明文中の①、②にあてはまる語句を、それぞれ漢字2字で答えよ。

裁判が公平中立に行われるためには、裁判官は自らの良心と憲法および法律のみにしたがって独立して裁判を行わなければならない。裁判官の独立を確保するために、裁判官の身分は保障されており、国会が行う(①)裁判、心身の故障、国民が最高裁判所の裁判官に行う国民(②)以外では罷免されない。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 弾劾 ② 審査

[解説]

裁判官の独立を確保するために、裁判官の身分は保障されている。

次の①～③の3つの場合以外では罷免されない。

① 心身の故障の場合。

② 国会が行う弾劾裁判：国会は、裁判官が非行や法律違反を犯し

たときに裁判官を弾劾裁判によって罷免することができる。両議院で選ばれた各7名(計14名)で組織される。戦後、これまでに9回開かれ7人が罷免されている。

③ 国民審査：裁判官は内閣によって指名または任命されるので、国民主権は、国民→国会→内閣→裁判所と間接的にしか働かない。憲法は、国民主権の立場から、最高裁判所の裁判官がその職に適任かどうか審査する国民審査を行うように定めている。衆議院議員総選挙のときに国民の投票によって審査され、その後は、10年たってからの総選挙ごとに審査される。投票者の過半数によって、やめさせたいと判断された裁判官は辞めなければならない。(これまで、国民審査によって罷免された例はない)

※出題頻度：「弾劾裁判△」「国民審査△」

[裁判官の罷免] 心身の故障 弾劾裁判 国民審査(最高裁のみ)
--

[問題](2学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 最高裁判所の裁判官が適任かどうかを国民の投票によって判断する制度を何というか。
- (2) 国会は、非行や法律違反のあった裁判官を罷免するかどうかの裁判所を設けることができる。この裁判所を何というか。
- (3) 裁判官が罷免されるのは、(1)や(2)の場合、および()のために職務をとることができないと決定された場合である。()内に適語を入れよ。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

[解答](1) 国民審査 (2) 弾劾裁判所 (3) 心身の故障

[問題](2 学期期末)

次の文章中の①～⑤に適語を入れよ。

裁判官は、法服と呼ばれる黒色の服を着用している。これは、憲法 76 条に「すべて裁判官は、その(①)に従い、独立してその職権を行い、この(②)及び法律にのみ拘束される」と規定されていることに由来している。黒色は、他の何ものにも染まらず、独立して仕事を行うということを意味している。そのため、裁判官の身分は保障されており、国会が設けた(③)裁判所の(③)裁判、心身の故障、最高裁裁判官については 10 年ごとに行われる(④)で罷免されたとき以外はやめさせられない。また、裁判官は国会や内閣など、他の権力から圧力や干渉を受けることなく裁判を行う。このような原則を(⑤)という。

[解答欄]

①	②	③	④
⑤			

[解答]① 良心 ② 憲法 ③ 弾劾 ④ 国民審査 ⑤ 司法権の独立

[裁判官の選任]

[問題](2 学期期末改)

最高裁判所長官は(X)が指名し、天皇が任命する。天皇による任命は形式的な国事行為なので、実質的な選任権は(X)にある。最高裁判所のその他の裁判官および下級裁判所の裁判官は(X)が任命する。(X)は裁判官の指名や任命を行うが、裁判官を罷免する権限はない。これは、司法権の独立からは当然のことである。文中の X に適語を入れよ。

[解答欄]

--

[解答]内閣

[解説]

最高裁判所^{ちょうかん}長官は内閣^{ないかく}が指名^{しめい}し、天皇^{てんのう}が任命^{にんめい}する。天皇による任命は形式的な国事行為なので、実質的な選任権は内閣にある。最高裁判所のその他の裁判官および下級裁判所の裁判官は内閣が任命する。国民主権との関係でいえば、国民→(選挙)→国会→(指名)→内閣→(指名・任命)→裁判官 と国民の意思は間接の間接にはたらく。

なお、内閣は裁判官の指名や任命を行うが、裁判官^{ひめん}を罷免する権限はない。これは、司法権の独立からは当然のことである。

※出題頻度：この単元はときどき出題される。

[問題](2 学期中間)

次の文の①, ②に適語を入れよ。

最高裁判所長官は内閣が(①)し, その他の裁判官は内閣が(②)する。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 指名 ② 任命

[問題](2 学期中間)

次の文の①～③に適語を入れよ。

最高裁判所の長たる裁判官は(①)の指名にもとづいて(②)が任命する。その他の裁判官は(③)が任命する。

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 内閣 ② 天皇 ③ 内閣

【】 裁判の種類と人権

【】 民事裁判

[問題](後期中間改)

貸したお金を返してもらえないとか、建てた家に欠陥があったなど、個人や企業といった私人の間の争いについての裁判を民事裁判という(民事裁判のうち、国や地方公共団体を相手取って行う裁判は、特に行政裁判と呼ばれる)。自分の権利を侵害されていると考える人が、裁判所に訴えを起し、裁判所の審理が始まる。訴えた人を原告というのに対し、訴えられた人を X(被告/被告人)という。なお、民事裁判において、判決を待たずに原告と(X)が合意して円満に解決することがある。これを和解という。文中の X の()内から適語を選べ。

[解答欄]

--

[解答]被告

[解説]

裁判には、民事裁判と刑事裁判とがある。民事裁判は、貸したお金を返してもらえないとか、建てた家に欠陥があったなど、個人や企業といった私人の間の争いについての裁判である。民事裁判のうち、国や地方公共団体を相手取って行う裁判は、特に行政裁判と呼ばれている。自分の権利を侵害されていると考える人が、裁判所に訴えを起し、裁判所の審理が始まる。訴えた人が原告となり、訴えられた人が被告となって、自分の意見を主張する。(裁判に訴えられた人の呼び方は民事裁判と刑事裁判では異なる。民事裁判では「被告」、刑事裁判では「被告人」と呼ばれる。) 民事裁判が行われている途中でも、当事者どうしの話し合いがつけば、裁判をとりやめることができる。これを和解という。和解は民事事件に特有のものであり、刑事事件では和解はない。

【民事裁判】 行政裁判(民事裁判の一種) 原告:裁判に訴えた人 被告:裁判に訴えられた人 和解(当事者の話し合いで決着)
--

※出題頻度:「民事裁判○」「行政裁判△」「原告○」「被告○」「和解△」

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 借金の返済請求, 損害賠償請求など, 私人の間の争いについての裁判を何というか。
- (2) (1)の裁判で, ①訴えた人, ②訴えられた人をそれぞれ何というか。

[解答欄]

(1)	(2)①	②
-----	------	---

[解答](1) 民事裁判 (2)① 原告 ② 被告

[問題](2学期中間)

次の文章の内容について正しく述べたものをア～エから1つ選び、記号を書け。

Aさんが、自分の自動車を知り合いのBさんに貸したところ、Bさんが事故を起こして自動車が壊れてしまった。Aさんは、修理費を払ってほしいと言ったが、Bさんに拒否されたので、裁判所に訴え、裁判が始まった。

- ア これは刑事裁判で、検察官が原告、Aさんが被告人である。
- イ これは刑事裁判で、検察官が原告、Bさんが被告人である。
- ウ これは民事裁判で、Aさんが原告、Bさんが被告である。
- エ これは民事裁判で、Bさんが原告、Aさんが被告である。

[解答欄]

--

[解答]ウ

[問題](前期期末)

次の文章中の①～⑤に適語を入れよ。

土地争い、相続をめぐる争いなど、私人の間の争いについての裁判を(①)裁判という。(①)裁判のうち、国や地方公共団体を相手取って行う裁判は、特に(②)裁判という。(①)裁判では、自分の権利を侵害されていると考える人が、裁判所に訴えを起こし、裁判所の審理が始まる。訴えた人が(③)となり、訴えられた人が(④)となって、自分の意見を主張する。裁判官は、両者の言い分をよく聞いて、法律にもとづいて判決を下し、紛争の解決を図る。(①)裁判において、判決を待たずに双方が合意して円満に解決することがあるが、これを(⑤)という。

[解答欄]

①	②	③	④
⑤			

[解答]① 民事 ② 行政 ③ 原告 ④ 被告 ⑤ 和解

[問題](入試問題)

民事裁判は、法にもとづいて争いごとの解決をはかる裁判である。この裁判に関するA、Bの文の正誤の組み合わせとして、正しいものは下のア～エのどれか。

- A 検察官が起訴することによって、裁判が開始される。
- B 当事者どうしが和解によって争いを解決して、裁判を終了させることがある。

ア A=正, B=正 イ A=正, B=誤

ウ A=誤, B=正 エ A=誤, B=誤

(長崎県)

[解答欄]

[解答]ウ

[解説]

Aは誤り。「検察官が起訴することによって、裁判が開始される」のは刑事裁判である。

Bは正しい。

【】 刑事裁判

[刑事裁判と民事裁判]

[問題](2 学期期末)

犯罪行為について、有罪・無罪を決定する裁判を何というか。

[解答欄]

--

[解答]刑事裁判

[解説]

裁判には刑事裁判と民事裁判の2つがある。窃盗・強盗・殺人などの犯罪を犯した者を裁くのが刑事裁判である。借金の返済請求、損害賠償請求、土地争い、相続をめぐる争いなど、私人間の争いを裁くのが民事裁判である。民事裁判には、個人の間での争いのほか、国や地方公共団体を相手に争う裁判がある。これを特に行政裁判という。

[裁判の種類]

刑事裁判

民事裁判

※出題頻度：「刑事裁判○」「次は刑事裁判か民事裁判か△」

[問題](後期中間)

次の①、②は、民事裁判、刑事裁判のどちらについて書かれたものか。それぞれ答えよ。

- ① 被疑者の容疑がかたまると、検察官は被疑者を被告人として裁判所に起訴する。
- ② 自分の権利を侵害されていると考える人が裁判所に訴えをおこし、訴えた人が原告、訴えられた人が被告となって審理される。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 刑事裁判 ② 民事裁判

[問題](2 学期期末)

次の①～③は何という種類の裁判か、それぞれ答えよ。

- ① 連続強盗犯として逮捕された者が受ける裁判。
- ② 貸した金をいつまでも返さないで起こした裁判。
- ③ 公務員の不法行為によって損害をこうむったとして国に損害賠償を求める裁判。

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 刑事裁判 ② 民事裁判 ③ 行政裁判

[検察官による起訴]

[問題](2 学期期末改)

犯罪が発生すると警察官と(X)が犯罪を捜査し、罪を犯した疑いのある被疑者を捜し、証拠を集める。被疑者の容疑がかたまると、(X)は被疑者を被告人として裁判所に起訴する。文中の X に適語をいれよ。

[解答欄]

--

[解答]検察官

[解説]

犯罪はんざいが起きると、警察官けいさつかんと検察官けんさつかんが犯罪そうきを捜査つみし、罪おかを犯した疑いのある者ひぎしや(被疑者さか)を探し、証拠しょうこを集める。場合によっては、被疑者たいほを逮捕たうしたり勾留こうりゆうしたりする。被疑者の容疑ようぎがかたまると、検察官けんさつかんは被疑者ひぎしやを被告人ひこくにんとして裁判所に訴えるきそ(起訴)。裁判の中で、検察官は被告人が犯罪を犯したことを立証りっしょうし、求刑きゅうけいを行う。裁判官は、被告人が有罪か無罪かを決め、有罪の場合には刑罰けいばつを言いわたす。

[検察官による起訴]

犯罪→警察官と検察官が捜査

検察官が被疑者を

被告人として起訴

※出題頻度：「検察官◎」「被疑者△」「起訴△」「被告人○」

[問題](後期中間)

次の文中の①～③に適語を入れよ。

犯罪が発生すると警察官と(①)が犯罪を捜査し、罪を犯した疑いのある被疑者を捜し、証拠を集める。被疑者の容疑がかたまると、(①)は被疑者を(②)として裁判所に(③)する。

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 検察官 ② 被告人 ③ 起訴

[問題](2 学期期末)

N は強盗の疑いで警察に逮捕された。これについて、次の各問いに答えよ。

- (1) 刑事裁判において、N を裁判所に訴えるのは何という職業の人か。
- (2) (1)の職業の人が、N を裁判所に訴えることを何というか。
- (3) (2)される前と後の N をそれぞれ何というか。それぞれ漢字 3 字で答えよ。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)前：	後：
-----	-----	-------	----

[解答](1) 検察官 (2) 起訴 (3)前：被疑者 後：被告人

[問題](2 学期期末)

次の文章中の①～④にあてはまる語句を書け。

○月×日、△△駅前で、A さんがひったくりに合い、かばんが盗まれるという事件が発生した。かばんは中身が抜かれ、近くのコンビニのごみ箱から発見された。ただちに(①)官が周辺の聞き込みやかばんに残った指紋の採取などの捜査を行い、かばんを盗んだと思われる B を探し出した。容疑がかたまつたため、(①)官は(②)官に逮捕令状を請求し、B を逮捕した。取り調べののち、(③)官へと送検された B は、さらなる取り調べを受け、○月◇日、裁判所に(④)(被疑者を裁判に訴えること)された。



[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

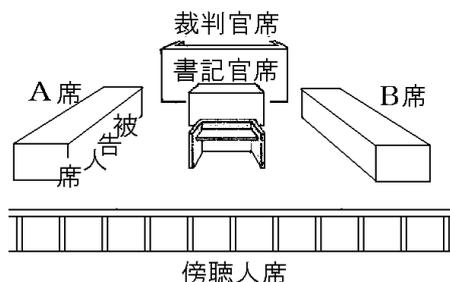
[解答]① 警察 ② 裁判 ③ 検察 ④ 起訴

[刑事裁判の原告と被告人]

[問題](2 学期期末改)

次の文章中の①、②に適語を入れよ。

右図はある裁判の様子である。「被告人席」があることから刑事裁判であることがわかる(民事裁判なら「被告」となるはずである)。被告人席側にいる A は(①)である。刑事裁判では、被告人の利益を守るために、必ず①が付くことになっている。被告人の反対側の席に座る B は、この刑事裁判の原告となっている(②)官である。



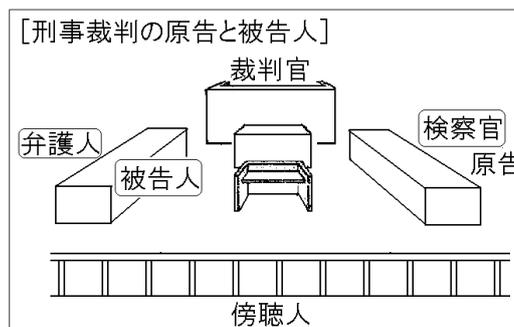
[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 弁護士 ② 検察

[解説]

刑事裁判では、裁判所に訴えた検察官が原告となる。訴えられた被疑者は被告人となる。刑事裁判では、被告人の利益を守るために、必ず弁護士が付くことになっている。裁判官は被告人が有罪か無罪かを決め、有罪の場合には刑罰をいわたす。裁判は公開で行われ、一般の人々やマスメディアは傍聴することができる。

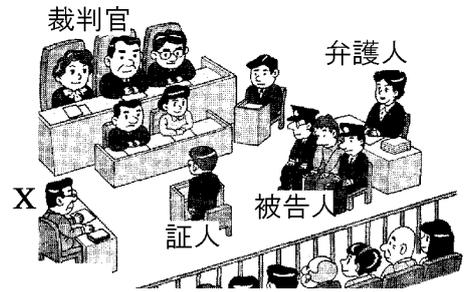


※出題頻度：「㊦は刑事裁判か民事裁判か○」「検察官◎」「被告人○」「弁護人○」

[問題](後期期末)

右の資料について、次の各問いに答えよ。

- (1) 資料の裁判は何という種類の裁判か。
- (2) 資料の X にあてはまる用語を答えよ。
- (3) (2)の役割を説明した文を次のア～ウの中から1つ選べ。



- ア 法律にもとづいて判決を下す。
 イ 証拠にもとづいて被告人の有罪を主張し、刑罰を求める。
 ウ 被告人の利益を守るために活動する。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

[解答](1) 刑事裁判 (2) 検察官 (3) イ

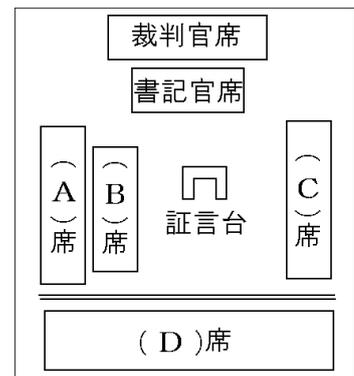
[解説]

- (1) ㊦中の「被告人」から刑事裁判と判断できる(民事裁判であれば「被告」である)。
- (2) 被告人・弁護人と反対側の席についている X は検察官である。
- (3) アは裁判官、イは検察官、ウは弁護人の役割である。

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 右の㊦は、X さんの有罪・無罪を決定する裁判の法廷の様子を表している。このように、犯罪行為について有罪・無罪を決定する裁判を何というか。
- (2) 訴えられた X さんは、㊦中の B 席に座り、証言台で証言する。このような裁判に訴えられた人を何というか。
- (3) ㊦中の A 席には、X さんの利益を守る法律の専門家が座る。このような人を法廷では何と呼ぶか。
- (4) ㊦中の C 席には、X さんを裁判所に(①)した(②)官が座る。文中の①, ②に適語をいれよ。



- (5) ㊦中の D 席は、一般の人々やマスメディアに開放されている。審理や判決を見聞きすることを何というか。漢字 2 字で答えよ。

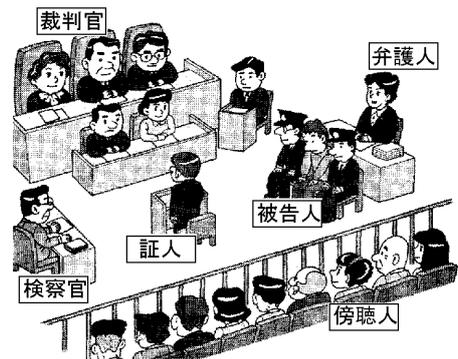
[解答欄]

(1)	(2)	(3)	(4)①
②	(5)		

[解答](1) 刑事裁判 (2) 被告人 (3) 弁護士 (4)① 起訴 ② 検察 (5) 傍聴

[問題](2 学期中間)

右の図の裁判が刑事裁判であると分かる理由を図中の語句を使って答えよ。(複数あるが、そのうち1つを正しく答えられれば正解とする)



[解答欄]

[解答]検察官がいるから。(被告人がいるから)

[問題](後期中間)

次の事件について、後の各問いに答えよ。

平成××年△月、Aは千葉市中央区のBさんの家に放火し、全焼させた。警察では被疑者Aを逮捕して取り調べ、容疑がかたまっただため、送検した。(①)官はAの有罪は間違いないと確信し、千葉地方裁判所に起訴した。a裁判の結果、Aは懲役3年の実刑判決を受けた。Aはこれに不満だったため東京(②)に控訴した。しかし同じ判決だったためAは最高裁判所に(③)した。一方、Bさんは焼かれた家の損害賠償を求めてb裁判を起こし、現在も係争中である。

- (1) 文中①～③に当てはまる言葉を答えよ。
- (2) 下線部 a の裁判, b 裁判はそれぞれ何という種類の裁判か。
- (3) 右の写真は, a の裁判のようすである。左側に座っている人物が文中の①官とすると, 右側の④は誰か。次の中から1つ選べ。



[裁判官 弁護士 傍聴人]

- (4) b の裁判で, B さんの立場を何というか。

[解答欄]

(1)①	②	③	(2)a
b	(3)	(4)	

[解答](1)① 検察 ② 高等裁判所 ③ 上告 (2)a 刑事裁判 b 民事裁判 (3) 弁護士
(4) 原告

[解説]

この例のように、1つの事件について刑事裁判と民事裁判が同時に起こされることがある。

【】 刑事裁判と人権保障

[令状・黙秘権・無罪と推定など]

[問題](2 学期期末改)

次の文章中の①, ②に適語を入れよ。

憲法は、捜査の行き過ぎを防ぎ、被疑者や被告人の人権を守るために、捜査活動等に厳しい制約を設けている。警察官は、現行犯の場合を除いては、裁判官の出す(①)がなければ、逮捕や捜索をすることはできない。被疑者や被告人には、弁護人を依頼する権利がある。また、答えたくない質問には答えを拒む(②)権が保障されている。被告人は、有罪の判決を受けるまで無罪と推定され、迅速な公開裁判を受ける権利が保障されている。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 令状 ② 黙秘

[解説]

憲法は、捜査の行き過ぎを防ぎ、被疑者や被告人の人権を守るために、次のように、捜査活動等に厳しい制約を設けている。

- 警察官は、現行犯の場合を除いては、裁判官の出す令状がなければ、原則として逮捕や捜索を行うことはできない。
- 被疑者や被告人には弁護人を依頼する権利がある。刑事裁判で被告人が、経済的事情などにより、弁護人を依頼できないときは国が被告人に国選弁護人をつける。
- 被疑者や被告人には、答えたくない質問には答えを拒む黙秘権が認められている。
- 被疑者が自白を強要されないように拷問による自白は証拠として使うことはできない。
- 被告人は、有罪の判決を受けるまで無罪と推定され、公正で迅速な公開裁判を受ける権利を保障されている。
- 刑事裁判においてどのような行為が犯罪にあたり、どのような刑罰が科されるかは、あらかじめ法律によって定める必要があるが、これを罪刑法定主義という。

※出題頻度：「裁判官が出す令状○」「弁護人を依頼する権利○」「国選弁護人△」

「黙秘権○」「拷問による自白は証拠とならない△」「無罪と推定される○」

「迅速な公開裁判を受ける権利△」「罪刑法定主義△」

[被疑者・被告人の人権保障]

逮捕・捜索には裁判官の出す令状が必要

弁護人を依頼する権利 (国選弁護人)

黙秘権, 拷問等の禁止

無罪と推定される

迅速な公開裁判を受ける権利

罪刑法定主義

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 現行犯の場合を除き、被疑者を逮捕するためには裁判官の出す書類が必要である。この書類を何というか。漢字 2 字で答えよ。
- (2) 被疑者や被告人には、答えたくない質問には答えなくてもよい権利が認められている。この権利を何というか。
- (3) 被告人は、有罪の判決を受けるまで(無罪／有罪)と推定される。文中の()内より適語を選べ。
- (4) 被疑者や被告人には(X)を依頼する権利がある。刑事裁判で被告人が、経済的事情などにより、(X)を依頼できないときは国が被告人に国選(X)をつける。文中の X に適語を入れよ。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)	(4)
-----	-----	-----	-----

[解答](1) 令状 (2) 黙秘権 (3) 無罪 (4) 弁護人

[問題](後期中間)

次の文章中の①～⑥に適語を入れよ。

憲法では、(①)の場合を除いては裁判官が出した(②)なしには逮捕されないこと、自分に不利なことはいわなくてもよい(③)権、迅速な(④)裁判を受ける権利、(⑤)を依頼する権利などが保障されている。また、被告人は、有罪の判決を受けるまで(⑥)と推定される。

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥		

[解答]① 現行犯 ② 令状 ③ 黙秘 ④ 公開 ⑤ 弁護人 ⑥ 無罪

[問題](2 学期中間)

次の表中の A～E にあてはまる語句を下の[]からそれぞれ選べ。

33 条	現行犯以外は(A)がなければ逮捕されない
36 条	(B)および残虐な刑罰の禁止
37 条	公平な裁判所の迅速な(C)裁判を受ける権利
37 条	(D)を依頼する権利
38 条	供述を強要されない権利
38 条	(E)だけでは有罪とされない権利

[証拠 自白 拷問 弁護人 傍聴人 令状 公開 秘密]

[解答欄]

A	B	C	D
E			

[解答]A 令状 B 拷問 C 公開 D 弁護士 E 自白

[問題](後期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 被疑者を逮捕したり，捜索したりするために必要な書類は何か。漢字2字で答えよ。
- (2) (1)を出すのは誰か。
- (3) (1)によらずに逮捕できる場合があるが，どのような場合か。
- (4) 日本国憲法では，刑事裁判においてどのような行為が犯罪にあたり，どのような刑罰が科されるかは，あらかじめ法律によって定める必要があるとしている。このような考え方を何というか。
- (5) 日本国憲法は，刑事事件における警察や検察の捜査や逮捕のしかたを統制する規定を定めている。このような規定が作られた目的を，「捜査」「被疑者」「被告人」の語句を使って書け。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)	(4)
(5)			

[解答](1) 令状 (2) 裁判官 (3) 現行犯の場合 (4) 罪刑法定主義

(5) 捜査の行き過ぎを防ぎ，被疑者や被告人の人権を守ること。

[問題](2学期中間)

次のア～オから適切でないものを1つ選べ。

- ア 現行犯以外は裁判官の出す令状がなければ逮捕されない。
- イ 被疑者や被告人は，答えたくない質問には答えなくてよい。
- ウ 被疑者や被告人は有罪と推定される。
- エ 拷問などによる自白は証拠として使うことができない。
- オ 公正で迅速な公開裁判を受ける権利が保障されている。

[解答欄]

--

[解答]ウ

[解説]

ウが誤り。被疑者や被告人は有罪の判決を受けるまでは無罪と推定される。

[問題](2 学期中間)

裁判にかかわる人権保障について述べた次のア～エのうち、内容が間違っているものを 1 つ選び、その記号を書け。

ア 裁判官の発行する逮捕令状や捜索令状がなければ、原則として逮捕・捜索されない。

イ 被告人の人権を尊重して、被告人の自白のみを証拠として使うことができる。

ウ 被告人は判決を受けるまでは無罪と推定され、公正で迅速な公開裁判を受ける権利がある。

エ 被疑者や被告人は、答えたくない質問には答えなくてよい。

[解答欄]

[解答]イ

[問題](2 学期中間)

刑事事件では、被疑者や被告人の権利を保障している。その内容として適切なものを、次のア～エの中から 1 つ選び、その記号を書け。

ア 警察官が被疑者を逮捕するには、どのような場合でも裁判官の発する令状が必要である。

イ 被疑者は取り調べが終わるまで、何日でも同じ場所に閉じこめておくことができる。

ウ 被疑者の自白は、どのような場合でも証拠として使うことができる。

エ 被告人は、有罪の判決を受けるまでは無罪と推定され、公正な裁判を受けることができる。

[解答欄]

[解答]エ

[解説]

アは誤り。現行犯げんこうはんの場合は令状れいじょうは必要ない。

イは誤り。取り調べのための拘留期間こうりゅうは限られている。

ウは誤り。憲法 38 条 2 項に「強制ごうもん、拷問きょうもんもしくは脅迫きょうはくによる自白じはくまたは不当に長く抑留よくりゅうもしくは拘禁こうきんされた後の自白は、これを証拠しょうことすることができない。」とある。

[えん罪・再審・刑事補償]

[問題](2 学期期末改)

無実であるのに、犯罪者として扱われたり有罪とされたりすることをえん罪という。えん罪の 1 つの場合は、無実なのに逮捕・起訴されて刑事裁判にかけられ、裁判の結果、無罪の判決が出た場合である。えん罪のもう 1 つの場合は、裁判で有罪が確定したあとで、新しい有力な証拠が出て、(X)審を請求し、(X)審の裁判で無罪とされた場合である。文中の X に適語を入れよ。

[解答欄]

--

[解答]再

[解説]

無実であるのに、犯罪者として扱われたり有罪とされたりすることをえん罪という。1 つは、無実なのに逮捕・起訴されて刑事裁判にかけられ、裁判の結果、無罪の判決が出た場合である。もう 1 つは、裁判で有罪が確定したあとで、新しい有力な証拠が出て、再審を請求し、再審の裁判で無罪とされる場合である。

[えん罪・再審]

えん罪：無実なのに有罪とされる

再審：有罪確定後に有力な証拠

※出題頻度：「えん罪△」「再審○」

※再審の例としては、足利事件がある。これは 1990 年に栃木県足利市でおきた 4 歳女児の殺害事件である。容疑者とされた S さんは、女児の下着に付いていた体液との DNA 鑑定で犯人と断定されて足利署に連行され、刑事たちの言葉の暴力や暴行などによって、無理やり自白させられた。裁判は最高裁まで持ち込まれ、無期懲役が確定した。その後、S さんは再審の請求を行い、2009 年になって、最新の技術による DNA 鑑定の結果、S さんの DNA と被害者の下着に付着していた犯人のものと思われる DNA の型が一致しないことが判明した。検察側は、再審の開始をまたずに S さんの刑の執行を停止し、S さんは釈放された。その後、再審で S さんは無罪となった。

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 無実であるのに、犯罪者として扱われたり有罪とされたりすることを何というか。
- (2) 裁判で刑が確定した後に、裁判の重大な誤りが疑われる場合に認められる、やりなおしの裁判の制度を何というか。漢字で書け。(かつて、死刑の判決を受けた人が、この制度によって無罪となった例がいくつかある。)

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) えん罪 (2) 再審

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 日本では凶悪な犯罪に対して極刑の判決が下されることがある。諸外国では廃止しているところも多い、この刑は何か。
- (2) 行き過ぎた捜査や捜査の誤りなどにより、無実であるにもかかわらず、裁判で有罪判決を受けることがある。これを何というか。
- (3) 裁判で刑が確定した後に、やりなおしの裁判が行われることがある。この制度を何というか。
- (4) (3)はどのような場合に行われるか。「証拠」「確定」という語句を使い、簡単に書け。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
(4)		

[解答](1) 死刑 (2) えん罪 (3) 再審 (4) 新しい証拠が発見されるなど、確定した判決に疑いが生じた場合。

[刑事補償請求権]

[問題](2 学期期末)

刑事裁判で無罪の判決を受けた場合について、日本国憲法は次のように規定している。下の条文の X に適する漢字 2 文字を入れよ。

第 40 条「何人も、抑留または拘禁された後、無罪の判決を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその(X)を求めることができる。」

[解答欄]

--

[解答]補償

[解説]

犯罪を犯したとして逮捕されて起訴されて刑事裁判にかけられたとする。裁判の結果無罪判決を受けたときは、国にその補償を請求することができる。これを刑事補償請求権という。いったん、有罪が確定した後、無実を証明する新たな証拠がみつかって再審が認められて無罪になった場合も、同様の刑事補償を請求できる。

※出題頻度：「刑事補償請求権△」

[問題](2 学期期末)

強盗殺人罪の判決が確定した後、新しい証拠が発見されて事実認定に誤りがあることがわかり、免田栄さんは再審(裁判のやり直し)の結果無罪となった。免田さんは拘禁されていた1万2599日の補償を国に求めることができる。この権利を何というか。

[解答欄]

[解答]刑事補償請求権

【】 民事裁判・刑事裁判全般

[問題](2 学期期末)

次の文章を読み、後の各問いに答えよ。

I：お金の貸し借りや、土地の所有権問題などについて、裁判官は(①)と被告の言い分をよく聞いて、証拠をもとに判決を下す。裁判の途中で、当事者同士の話し合いによって、(②)が成立することもある。

II：他人を傷つけたり、どろぼうしたりする行為は、犯罪と定められているので、警察官が(③)を逮捕した後、(④)がこれを取り調べ裁判所に訴え出る。

III：課せられた税金に不服がある場合などには、国民はその処分の取り消しなどを求めて訴えることができる。

(1) ①～④の()にあてはまる語句を答えよ。

(2) 上の I，II，III の裁判名はそれぞれ何か。

[解答欄]

(1)①	②	③	④
(2) I	II	III	

[解答](1)① 原告 ② 和解 ③ 被疑者 ④ 検察官 (2) I 民事裁判 II 刑事裁判
III 行政裁判

[問題](2 学期中間)

次の文章中の①～⑩に適語を入れよ。

お金の貸し借りなど、個人の間を争いを解決するのが(①)裁判である。訴えた方が(②)で、訴えられた方が(③)となる。(①)裁判には、個人の間を争いのほか、国や地方公共団体を相手に争う裁判がある。これを(④)裁判という。これに対して、犯罪行為について有罪か無罪かを決定する裁判を(⑤)裁判という。犯罪の発生に対して、警察は捜査し、(⑥)を逮捕する。取り調べには(⑦)があたり、事件を起こしたと認められれば、(⑦)は裁判所に(⑧)する。(⑧)されたら(⑥)は(⑨)となり、裁判を受ける。その際、(⑨)の利益を守るために、必ず(⑩)が付くことになっている。

[解答欄]

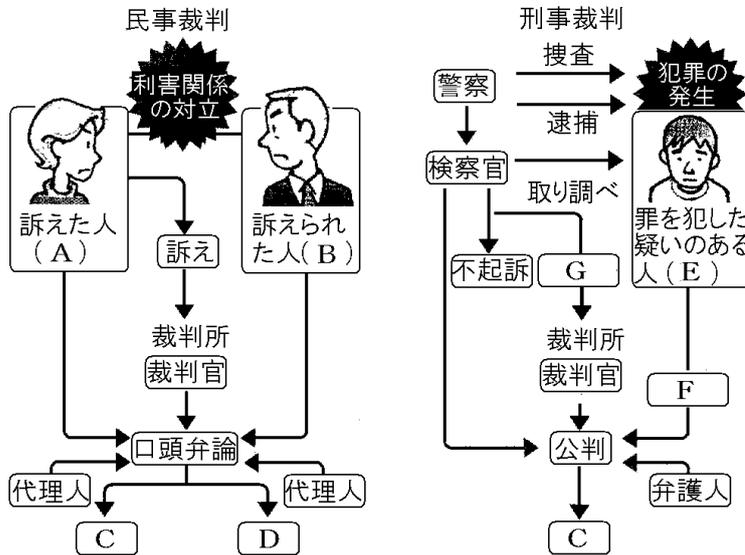
①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩		

[解答]① 民事 ② 原告 ③ 被告 ④ 行政 ⑤ 刑事 ⑥ 被疑者 ⑦ 検察官 ⑧ 起訴
⑨ 被告人 ⑩ 弁護人

[問題](後期中間)

次の資料は民事裁判と刑事裁判の流れを示している。A～Gに入る語句を次の[]からそれぞれ選べ。

[被疑者 被告 被告人 原告 和解 起訴 判決]



[解答欄]

A	B	C	D
E	F	G	

[解答]A 原告 B 被告 C 判決 D 和解 E 被疑者 F 被告人 G 起訴

[解説]

民事裁判のCとDは「判決」か「和解」である。Cは刑事裁判にもあるので、「判決」と判断できる。

【】 司法制度改革

【】 裁判員制度

[司法制度改革：裁判員制度]

[問題](2 学期期末改)

司法制度改革の 1 つとして、満 18 歳以上の国民の中からくじなどで選ばれた人が、地方裁判所で行われる重大な犯罪の刑事裁判の第一審に参加して、裁判官とともに有罪、無罪および有罪の場合の刑罰を決める制度を(X)制度という。(X)制度は、国民の裁判への参加をすすめるために導入された。

[解答欄]

[解答]裁判員

[解説]

しほうせいどかいかく
司法制度改革の一環として、2009 年から
さいばんいん
裁判員制度が始まった。これは、満 18 歳
以上の国民の中からくじなどで選ばれた国
民が裁判員として、地方裁判所で行われる
重大な犯罪の刑事裁判の第一審に参加して、

[裁判員制度]

司法制度改革の1つ

満18歳以上の国民の中からくじなどで選ばれる

国民が刑事裁判に参加→司法への理解と信頼

裁判官とともに有罪、無罪および有罪の場合の刑罰を決める制度である。

裁判員制度は、国民の裁判への参加をすすめるために導入されたもので、これによって、司法への理解と信頼が深まることが期待されている。

※出題頻度：「司法制度改革△」「裁判員制度◎」「満 18 歳以上の国民の中からくじなどで選ばれる△」「国民が刑事裁判に参加○→司法への理解と信頼が深まる△」

[問題](入試問題)

わが国の司法制度改革の 1 つとして、裁判員制度が導入された。この制度を導入したねらいとして、最も適当なものを、次のア～エから 1 つ選び、その符号を書け。

- ア 裁判官の人数を現在より減らすため。
- イ 裁判所による行政への監督を強めるため。
- ウ 裁判にかかる費用を安くするため。
- エ 国民の裁判への参加を進めるため。

(新潟県)

[解答欄]

[解答]エ

[問題](2 学期中間改)

次の文章中の①～④に適語を入れよ。

(①)制度改革の1つとして、満(②)歳以上の国民の中からくじなどで選ばれた国民が、重大な犯罪の刑事裁判の第一審に(③)して、裁判官とともに有罪、無罪および有罪の場合の刑罰を決める(④)制度が2009年に導入された。国民が刑事裁判に(③)することによって、司法への理解と信頼が深まることが期待されている。

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 司法 ② 18 ③ 参加 ④ 裁判員

[問題](後期中間)

右図は、2009年に導入された新たな制度による、刑事裁判の法廷のようすを示したものである。



(1) この制度を何というか。

(2) (1)の制度を導入した目的を「参加」という語句を使って簡単に説明せよ。

(3) 裁判員はどのようにして選ばれるか。「歳以上」という語句を使って簡単に説明せよ。

(4) (1)の制度や法科大学院など、人々が利用しやすい裁判制度にするために進められてきた改革を何というか。

[解答欄]

(1)	(2)
(3)	(4)

[解答](1) 裁判員制度 (2) 国民の裁判への参加を進めるため。 (3) 18歳以上の国民の中からくじなどで選ばれる。 (4) 司法制度改革

[裁判員裁判：重大な刑事事件の第一審]

[問題](2 学期期末改)

次の文章中の①に適語を入れ、②の()内から適するものを選べ。

裁判員制度の対象となるのは、殺人や強盗致死傷などの重大な犯罪の刑事裁判の(①)裁判所で行われる第一審のみである。第二審からは参加しない。一つの事件の裁判を、原則として3人の裁判官と6人の裁判員が担当する。裁判員は、裁判官とともに②(ア 有罪か無罪のみ イ 有罪か無罪かだけでなく有罪の場合はどのような刑罰にするか)を決める。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 地方 ② イ

[解説]

裁判員制度の対象となるのは、殺人や強盗致死傷などの重大な犯罪の刑事裁判の地方裁判所で行われる第一審のみである。第二審からは参加しない。

[裁判員制度]

重大な犯罪の刑事裁判の地方裁判所で行われる第一審

裁判官3人と裁判員6人

裁判員も有罪や無罪・刑罰の内容を決める

一つの事件の裁判を、原則として

3人の裁判官と6人の裁判員がいっしょに担当する。裁判員は、裁判官とともに公判に出席して、証人や被告人の話を聞いたり、その他の証拠を調べたりする。そのうえで、裁判官と裁判員で話し合って(評議)、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑罰にするかを決める(評決)。

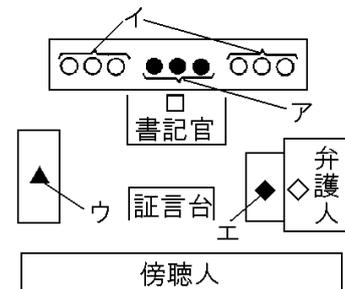
※出題頻度：「重大な犯罪の刑事裁判の地方裁判所で行われる第一審◎」

「裁判官3人と裁判員6人△」「裁判員も有罪や無罪・刑罰の内容を決める○」

[問題](2学期期末)

右図は、ある裁判員裁判の法廷の模式図である。次の各問いに答えよ。

- (1) 裁判員を表しているのは、図中のア～エのうちのどれか。1つ答えよ。
- (2) 裁判員制度が適用される裁判を、「○○裁判の第○審」という形で答えよ。
- (3) 裁判員制度が適用される裁判は、どこで行われるか。次の[]から1つ選べ。
[地方裁判所 高等裁判所 最高裁判所]
- (4) 裁判員の仕事について、正しいものを次から1つ選べ。
ア 有罪・無罪の決定のみを行う。
イ 量刑のみを行う。
ウ 有罪・無罪の決定と量刑の両方を行う。



[解答欄]

(1)	(2)	(3)
(4)		

[解答](1) イ (2) 刑事裁判の第一審 (3) 地方裁判所 (4) ウ

[問題](後期期末)

裁判員制度に関する文のうち、誤っているものを次のア～エの中から1つ選べ。

- ア 裁判員制度で選ばれた国民は、裁判員として重大な刑事事件にのみ参加する。
- イ 一つの事件について、原則として3人の裁判官と6人の裁判員が担当する。
- ウ 裁判員が参加するのは、第一審と第二審のみである。第三審には参加しない。
- エ 裁判員は有罪・無罪の決定と量刑の両方を行う。

[解答欄]

--

[解答]ウ

[問題](2学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 2009年に始まった、一般の国民が裁判に加わる制度を何というか。
- (2) (1)の制度について説明したア～クの文のうち、正しいものを4つすべて選べ。

- ア 重大な犯罪事件のみ扱う イ 民事をふくむすべての裁判が対象である
- ウ 1つの事件に3名の裁判員が参加する エ 1つの事件に6名の裁判員が参加する
- オ 応募者の中からくじで選ばれる カ 選挙権をもつ人の中からくじで選ばれる
- キ 有罪・無罪と量刑まで決める ク 裁判員は量刑のみ決定する

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 裁判員制度 (2) ア, エ, カ, キ

[問題](後期中間)

次の文章中の①～⑧に適語を入れよ。

司法制度改革のうち、2009年からスタートした(①)制度は、満(②)歳以上の国民の中からくじで選ばれた(①)が、裁判官とともに重大な犯罪事件を対象として行われる(③)裁判に参加する制度である。(①)が参加するのは(④)裁判所の(⑤)審のみである。(⑥)名の裁判官と(⑦)名の(①)が協力して裁判を行い、有罪、無罪および有罪の場合の(⑧)を決定する。

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧

[解答]① 裁判員 ② 18 ③ 刑事 ④ 地方 ⑤ 第一 ⑥ 3 ⑦ 6 ⑧ 刑罰(量刑)

[問題](入試問題)

みきさんのクラスでは、裁判官を招いて、班ごとに架空の事件について模擬裁判を行った。模擬裁判の結果、有罪となるものを、表のア～オからすべて選べ。

班	裁判官		裁判員	
	有罪	無罪	有罪	無罪
ア	0人	3人	5人	1人
イ	1人	2人	4人	2人
ウ	1人	2人	2人	4人
エ	2人	1人	2人	4人
オ	2人	1人	4人	2人

(岐阜県)

[解答欄]

[解答]イ, オ

[解説]

有罪となるのは、A：裁判員6人と裁判官3人の合計9人のうちの過半数の5人以上が有罪と判断し、さらに、B：裁判官1人以上が有罪と判断した場合である。AとBの両方を満たす場合に有罪になる。

ア：Bの条件を満たさないので無罪である。

イ：A、Bの両方の条件を満たすので有罪である。

ウ：Aの条件を満たさないので無罪である。

エ：Aの条件を満たさないので無罪である。

オ：A、Bの両方の条件を満たすので有罪である。

【】 その他の司法制度改革

[問題点と改革]

[問題](2 学期中間)

わが国では、裁判制度が国民に利用されにくいといわれている。その理由を「時間と費用」という語句を使って簡潔に答えよ。

[解答欄]

--

[解答]裁判に時間と費用がかかりすぎるから。

[解説]

これまで日本では、裁判は利用しづらく、費用と時間がかかりすぎるという印象を持たれてきた。このような現状を改め、人々が利用しやすい裁判制度にするために、司法制度改革が進められてきた。2009 年から始まった裁判員制度は司法制度改革の一環である。

ヨーロッパの国々やアメリカとくらべて少なかった裁判官や弁護士の人数を増やすために法科大学院が創設された。また、弁護士などの専門家が少ない地域でも、だれもが司法に関するサービスを受けられるように、日本司法支援センター(法テラス)が設けられた。

※入試出題頻度：「費用と時間がかかりすぎる△」「弁護士などの人数が少ない△」「法テラス△」

[問題点と改革]

裁判に費用と時間がかかりすぎる
弁護士などの人数が少ない

↓
司法制度改革
(裁判員制度、法テラスなど)

[問題](2 学期中間改)

次の文章中の①～④に適語を入れよ。

わが国の裁判には、費用と(①)がかかることや、裁判官・(②)・検察官がほかの先進国と比べて少ないことなどいくつかの問題があり、(③)改革が進められている。2009 年から始まった裁判員制度は(③)改革の一環である。(③)改革によって、(②)などの専門家が少ない地域でも、だれもが司法に関するサービスを受けられるように、日本司法支援センター(略称は(④))が設けられた。

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 時間 ② 弁護士 ③ 司法制度 ④ 法テラス

[問題](入試問題)

右の資料を見て、次の文中の①に当てはまる文を、簡潔に書け。また、②に当てはまる語句を書け。

日本は、アメリカやフランスと比べると、(①)ことが分かる。そこで、司法制度改革の一環として、法律にまつわる問題を解決するための総合案内所である(②)が設置された。

(人口 10 万人当たりの裁判官，検察官，弁護士の数)			
	日本	アメリカ	フランス
裁判官	3.1	10.0	8.5
検察官	2.2	10.1	2.9
弁護士	31.7	385.4	97.6

(群馬県)

[解答欄]

①	
②	

[解答]① 人口 10 万人当たりの裁判官，検察官，弁護士の数が少ない ② 法テラス

[その他の司法制度改革]

[問題](2 学期期末改)

次の文章中の①，②に適語を入れよ。

捜査が適正に行われたかを後から確かめられるように、裁判員裁判の対象となる事件などで、警察官や検察官の取り調べを録画・録音する、取り調べの(①)化が義務化されている。一方で、刑事裁判が被害者の気持ちに配慮して行われることも重要である。このため、一部の事件では、被害者が被告人や証人に質問できる、(②)制度などが設けられている。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 可視 ② 被害者参加

[解説]

司法にとって、無実の人が罪に問われる、えん罪ざいを防ぐことは、最も重要な課題である。過去には、無理やり自白じはくさせるなどの行きすぎた捜査そうさが原因で、えん罪が発生した例がある。そこで、捜査が適正に行われたかを後から確かめられるように、裁判員裁判の対象となる事件などで、警察官や検察官の取り調べを録画・録音する、取り調べの可視化かしかが義務化されている。一方で、刑事裁判が被害者の気持ちに配慮はいりよして行われることも重要である。このため、一部の事件では、被害者が被告人や証人に質問できる、被害者参加制度などが設けられている。

[その他の司法制度改革] 取り調べの可視化 被害者参加制度

※出題頻度：「取り調べの可視化△」「被害者参加制度△」

[問題](入試問題)

わが国の司法制度に関する説明として誤っているものを、次のア～エから1つ選び、記号で答えよ。

- ア 刑事裁判で被害者や遺族の声を裁判に反映させるため、被害者参加制度が導入されている。
- イ 裁判官の業務負担軽減を主な目的として、国民が裁判員として裁判に参加する裁判員制度が導入されている。
- ウ 誰もが身近に司法に関するサービスを受けられるよう、日本司法支援センター(法テラス)が全国に設置されている。
- エ 警察官や検察官の取り調べを録画、録音する「取り調べの可視化」を行うことで、えん罪の防止に努めている。

(熊本県)

[解答欄]

--

[解答]イ

[解説]

ア、ウ、エは正しい。裁判員制度は国民が刑事裁判に参加することによって、司法への理解と信頼を深めることを目的としているので、イは誤り。

[問題](入試問題)

裁判をより身近で公正なものとするために司法制度改革が進められている。その改革を説明したA～Dは何か。下の[]からそれぞれ選べ、

- A：刑事裁判の第一審で、抽選で選ばれた国民が裁判官と一緒に被告人の有罪・無罪や刑の内容を決める制度。
- B：弁護士などの専門家が少ない地域でも、だれもが司法に関するサービスを受けられるように設置された。
- C：捜査が適正に行われたかを確認られるように録画・録音等が一部義務化された。
- D：一部の事件では、被害者が被告人や証人に質問できる、制度が設けられた。

[法テラス 被害者参加制度 裁判員制度 取り調べの可視化]

(沖縄県改)

[解答欄]

A	B	C
D		

[解答]A 裁判員制度 B 法テラス C 取り調べの可視化 D 被害者参加制度

[問題](2 学期中間)

検察官が事件を起訴しなかったことについて、くじで選ばれた国民が、適正であったかどうかを判断する機関は何と呼ばれるか。

[解答欄]

[解答]検察審査会

[解説]

けんさつしんさかい
検察審査会は、検察官が事件を起訴しなかったことが適切かどうかを判断する。満 20 歳以上の国民の中から、くじで選ばれた 11 人の検察審査員が、6 か月の任期で活動する。検察審査会で「ふきそふとう不起訴不当」か「きそそうとう起訴相当」と議決されると、検察官はその事件について、もう一度起訴すべきか検討します。検察審査会の議決は、検察官に起訴を強制するものではないが、同じ事件に対して起訴すべきであるとの判断が 2 回出された場合は、必ず起訴される。

※出題頻度：「検察審査会△」

【】 三権の抑制と均衡

【】 三権分立

[問題](2 学期中間)

国の権力が 1 つの機関に集中することを防ぎ、国民の自由や権利を守るために、国の権力を 3 つに分け、それぞれ別の機関に担当させ、互いに抑制しあい、均衡を保つようにしているしくみを何というか。

[解答欄]

[解答]三権分立

[解説]

日本の国の政治は、立法権をもつ国会、行政権をもつ内閣、司法権をもつ裁判所の、3 つの機関を中心に行われている。このように国の権力を 3 つに分け、それぞれ独立した機関に担当させるしくみを三権分立という。これは

[三権分立]
国会(立法権), 内閣(行政権), 裁判所(司法権)
国の権力が1つの機関に集中することを防ぎ,
国民の自由や権利を守るため

は、国の権力が 1 つの機関に集中することを防ぎ、国民の自由や権利を守るためのしくみである。三権分立は、18 世紀にフランスのモンテスキューが「法の精神」という著書の中で唱えた。

※出題頻度：「三権分立◎」「立法権○」「行政権○」「司法権○」

「国の権力が 1 つの機関に集中することを防ぎ、国民の自由や権利を守るため◎」

[問題](後期期末)

次の文章中の①～⑤に適語を入れよ。

日本の国の政治は、(①)権をもつ国会、(②)権をもつ内閣、司法権をもつ裁判所の、3 つの機関を中心に行われている。このように国の(③)を 3 つに分け、それぞれ独立した機関に担当させるしくみを(④)という。これは、国の(③)が 1 つの機関に(⑤)することを防ぎ、国民の自由や権利を守るためのしくみである。

[解答欄]

①	②	③	④
⑤			

[解答]① 立法 ② 行政 ③ 権力 ④ 三権分立 ⑤ 集中

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 国の権力を 3 つに分け、それぞれ独立した機関に担当させるしくみを何というか。
- (2) (1)のしくみが導入されている理由を、「権力」「集中」「自由や権利」の語句を使って説明せよ。

[解答欄]

(1)

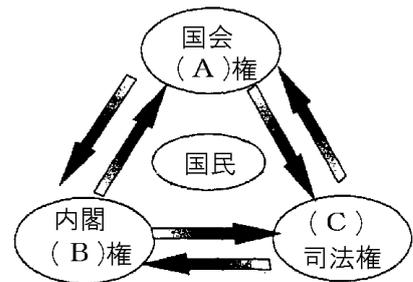
(2)

[解答](1) 三権分立 (2) 国の権力が 1 つの機関に集中することを防ぎ、国民の自由や権利を守るため。

[問題](2 学期中間)

右の図を見て、次の各問いに答えよ。

- (1) 図中の A, B, C にあてはまる語句を答えよ。
- (2) 図のように、国の権力を 3 つに分け、それぞれ独立した機関に担当させるしくみを何というか。
- (3) (2)のようなしくみをとっている理由を説明せよ。
- (4) (2)のようなしくみを、著書「法の精神」の中で説いた思想家はだれか。



[解答欄]

(1)A	B	C	(2)
------	---	---	-----

(3)

(4)

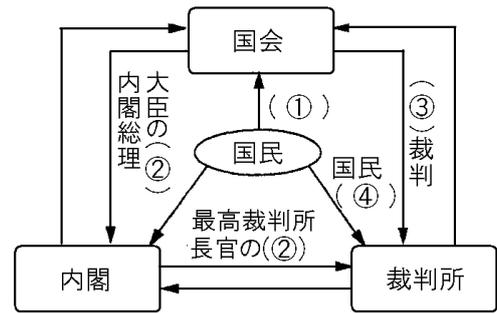
[解答](1)A 立法 B 行政 C 裁判所 (2) 三権分立 (3) 国の権力が 1 つの機関に集中することを防ぎ、国民の自由や権利を守るため。 (4) モンテスキュー

【】 三権の関係

[問題](前期期末改)

右の図は、三権と国民の関係を表している。これを参考にして次の文章中の①～④に適語を入れよ。ただし、文章中の①～④は図中の①～④と同じ語句が入る。

国会は国権の最高機関とされるが、これは、国会を構成する国会議員が、主権者である国民の(①)によって直接選ばれるからである。議院内閣制をとる日本では、内閣総理大臣は国民が直接選ぶのではなく、国会が内閣総理大臣の(②)を行う制度をとっている。そして内閣は、最高裁判所長官を(②)し、その他の裁判官を任命する。国会は、(③)裁判によって問題のある裁判官を辞めさせることができる。最高裁判所の裁判官に対しては、国民は、任命が適切かどうか、国民(④)を行う。



[解答欄]

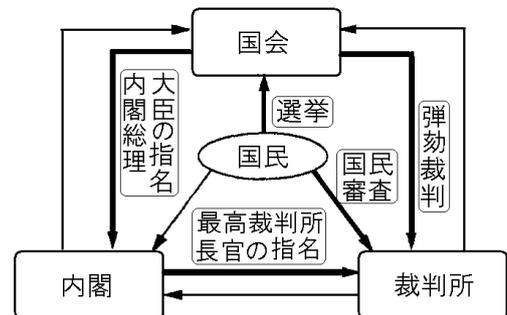
①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 選挙 ② 指名 ③ 弾劾 ④ 審査

[解説]

この問題は、三権と国民主権の関係を扱っている。三権の中で、国会は国権の最高機関とされている。これは、国会を構成する国会議員が、主権者である国民の選挙によって直接選ばれるからである(国民→国会)。これに対し、内閣の長たる内閣総理大臣は、国民が直接に選挙で選ぶことにはなっていない。国民が選挙によって選んだ議員で構成される国会が内閣総理大臣を指名する制度をとっている。すなわち、国民主権は、国民→国会→内閣(総理大臣)と、国会を通して間接的に働くことになる。裁判所の場合はさらに間接的で、内閣が最高裁判所長官を指名し、その他の裁判官を任命する。この場合、国民主権は、国民→国会→内閣→裁判所とはたらく。これを補うため、最高裁判所の裁判官に対しては、国民審査の制度が設けられている。さらに、国会は弾劾裁判によって、問題のある裁判官を辞めさせることができる。

[三権と国民主権]

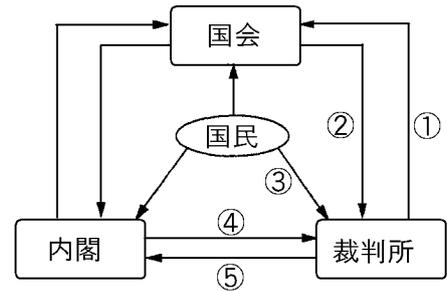


※出題頻度：「選挙○」「内閣総理大臣の指名○」「最高裁判所長官の指名○」「弾劾裁判○」「国民審査○」

[問題](2 学期期末改)

右の図は、裁判所を中心に三権の関係を表したものである。図中の①～⑤にあてはまる語句を次のア～オからそれぞれ選べ。

- ア 裁判官の弾劾裁判
- イ 命令，規則，処分の違憲・違法審査
- ウ 法律の違憲審査
- エ 国民審査
- オ 最高裁判所長官の指名，その他の裁判官の任命



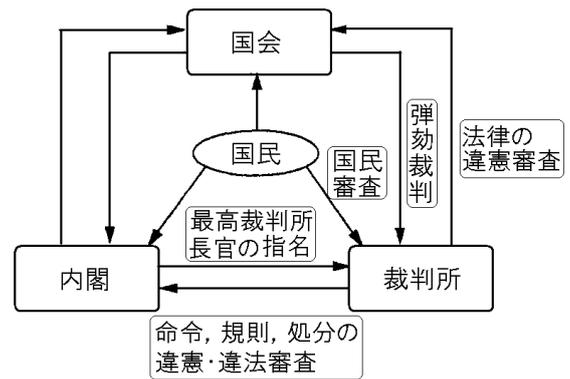
[解答欄]

①	②	③	④
⑤			

[解答]① ウ ② ア ③ エ ④ オ ⑤ イ

[解説]

この問題は、裁判所を中心とした設問である。内閣は、最高裁判所長官の指名，その他の裁判官の任命を行う(④)。国会は、^{だんがいさいばん}弾劾裁判によって、問題のある裁判官を辞めさせることができる(②)。最高裁判所の裁判官については、^{こくみんしんさ}国民審査の制度が設けられている(②)。



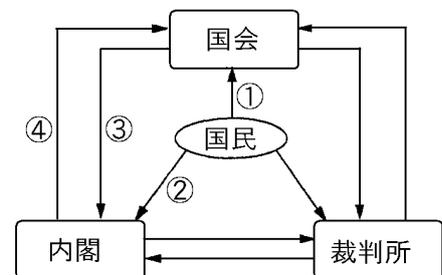
裁判所は、国会が制定する法律や内閣が作る命令，規則，処分が憲法に違反していないかを，具体的な事件を通して審査する(①と⑤)。これを^{いけんしんさせい}違憲審査制という。

※出題頻度：「法律の違憲審査○」「命令，規則，処分の違憲・違法審査○」

[問題](2 学期期末改)

右の図は、国会と内閣を中心に三権の関係を表したものである。図中の①～④にあてはまる語句を次のア～カからそれぞれすべて選べ。

- ア 内閣総理大臣の指名
- イ 国会召集の決定
- ウ 内閣不信任の決議
- エ 衆議院の解散
- オ 選挙
- カ 世論



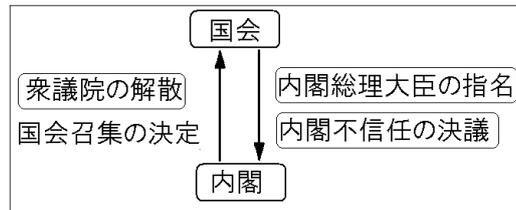
[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① オ ② カ ③ ア, ウ ④ イ, エ

[解説]

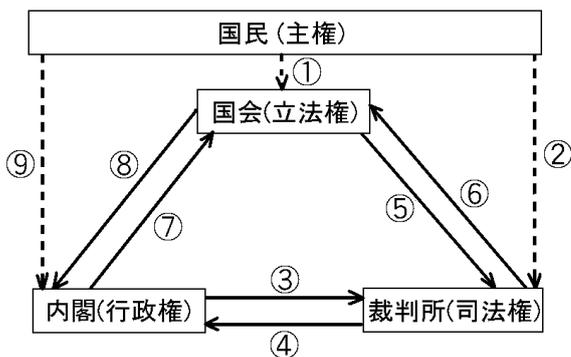
この問題は、国会と内閣の関係を中心とした設問である。国会議員は国民の選挙によって選ばれる(①)。日本では、議院内閣制がとられており、内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指名する(③)。内閣は、国民を背景にもつ国会に対して連帯して責任を負う。衆議院は内閣の行う行政が信頼できなければ内閣不信任の決議を行うことができる(③)。これに対して、内閣は衆議院の解散を行うことができる(④)。また、内閣は国会召集の決定を行う(④)。



※出題頻度：「内閣不信任の決議○」「衆議院の解散○」「内閣総理大臣の指名○」

[問題](2 学期中間)

次の図の①～⑨にあてはまる語句を次のア～ケから 1 つずつ選んで記号で書け。



- ア 選挙
- イ 国民審査
- ウ 内閣総理大臣の指名, 内閣不信任決議
- エ 最高裁判所長官の指名, その他の裁判官の任命
- オ 命令, 規則, 処分の違憲・違法審査
- カ 法律の違憲審査
- キ 裁判官の弾劾裁判
- ク 衆議院の解散, 国会召集の決定
- ケ 世論

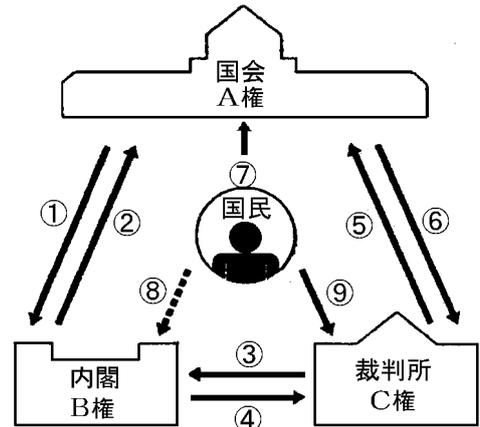
[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨			

【解答】① ア ② イ ③ エ ④ オ ⑤ キ ⑥ カ ⑦ ク ⑧ ウ ⑨ ケ

【解説】

- ① 内閣総理大臣の指名
衆議院による内閣不信任の決議
 - ② 衆議院の解散，国会召集の決定
 - ③ 命令，規則，処分の違憲・違法審査
 - ④ 最高裁判所長官の指名，その他の裁判官の任命
 - ⑤ 法律の違憲審査
 - ⑥ 裁判官の弾劾裁判
 - ⑦ 選挙 ⑧ 世論 ⑨ 国民審査
- A 立法 B 行政 C 司法



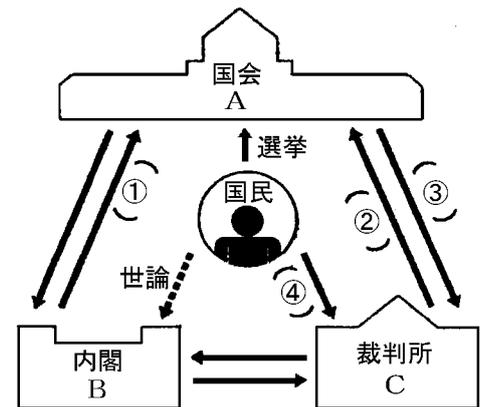
※出題頻度：図の①～⑨，A～Cはいずれも出題頻度が高い。

【問題】(2学期中間)

右の図を見て，次の各問いに答えよ。

- (1) 図のように権力を3つに分け，たがいに抑制し合い，均衡を保つしくみを何というか。
- (2) A～Cの機関がもつ権力をそれぞれ何というか。
- (3) 図の①～④にあてはまることばを，次の[]からそれぞれ1つずつ選べ。

- [裁判官の弾劾裁判 内閣総理大臣の指名
衆議院の解散 国民審査
法律の違憲審査 裁判官の任命]



【解答欄】

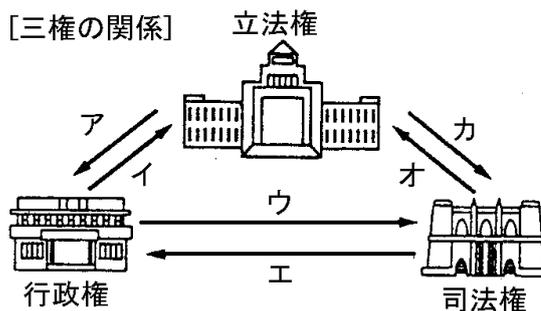
(1)	(2)A	B
C	(3)①	②
③	④	

【解答】(1) 三権分立 (2)A 立法権 B 行政権 C 司法権 (3)① 衆議院の解散
② 法律の違憲審査 ③ 裁判官の弾劾裁判 ④ 国民審査

[問題](2 学期期末)

次の新聞の見出しの A~D は、図のどれにあたるか。ア~カから選べ。

- | | |
|---|------------|
| A | 内閣不信任案を可決 |
| B | 最高裁長官を閣議決定 |
| C | 衆院解散, 総選挙へ |
| D | 現行定数配分は違憲 |



[解答欄]

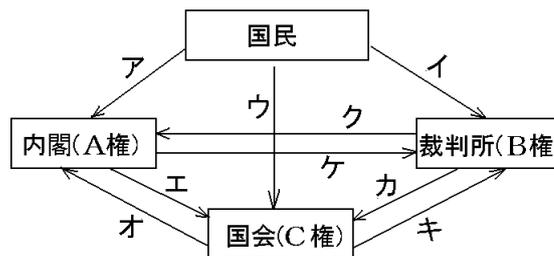
A	B	C	D
---	---	---	---

[解答]A ア B ウ C イ D オ

[問題](2 学期中間)

右図について、次の各問いに答えよ。

- (1) 図中の A~C にあてはまる語句を書け。
 (2) 次の①~⑨の内容は、図の中の A~ケのどの矢印にあてはまるか。記号で答えよ。



- ① 首相は、国会議員の中から選ばれる。
- ② 参議院議員の選挙が行われた。
- ③ 地方裁判所の裁判官である A 氏が裁判官としてふさわしくない行為をしたということで、その職を辞めさせるかどうかについての裁判が行われた。
- ④ 内閣に対する国民の期待が高く、その支持率が高い。
- ⑤ 最高裁判所長官の指名と裁判官の任命が行われた。
- ⑥ 内閣は臨時国会の召集を決定した。
- ⑦ 衆議院議員の定数について 1 票の価値が異なるのは憲法違反であると、最高裁判所が判決を下した。
- ⑧ 最高裁判所の裁判官については国民審査が行われる。
- ⑨ 裁判所は行政事件について裁判を行う。

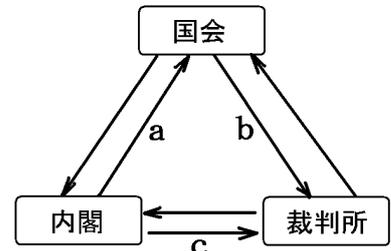
[解答欄]

(1)A	B	C	(2)①
②	③	④	⑤
⑥	⑦	⑧	⑨

[解答](1)A 行政 B 司法 C 立法 (2)① オ ② ウ ③ キ ④ ア ⑤ ケ ⑥ エ
⑦ カ ⑧ イ ⑨ ク

[問題](2 学期中間)

国会・内閣・裁判所の関係を表した右の図を見て、各問いに答えよ。



(1) 図中の a~c の関係を説明した次の文の空欄にあてはまる語句を答えよ。

- a 衆議院を()する。
- b 裁判官の()をおこなう。
- c 最高裁判所長官を()する。

(2) 裁判所は、通常の裁判を行うとともに、特に法律や国の行為が憲法に違反していないかどうかを審査することがあるが、この制度のことを何というか。

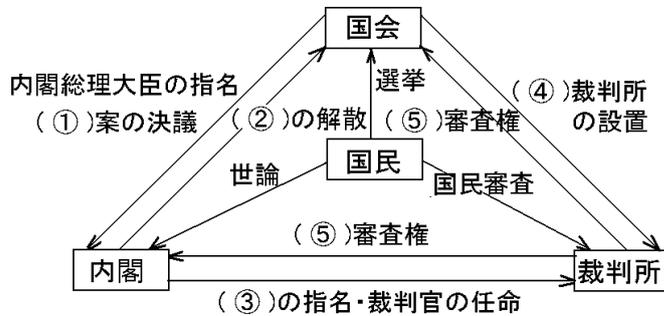
[解答欄]

(1)a	b	c	(2)
------	---	---	-----

[解答](1)a 解散 b 弾劾裁判 c 指名 (2) 違憲審査制

[問題](2 学期期末)

次の三権の抑制と均衡の関係の図を見て、後の各問いに答えよ。



(1) 上の図の①~⑤にあてはまる言葉を答えよ。

(2) 国会、内閣、裁判所の三権を分けているのはなぜか、簡単に説明せよ。

[解答欄]

(1)①	②	③
④	⑤	
(2)		

[解答](1)① 内閣不信任 ② 衆議院 ③ 最高裁判所長官 ④ 弾劾 ⑤ 違憲

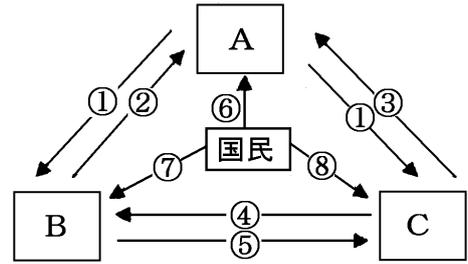
(2) 国の権力が1つの機関に集中することを防ぎ、国民の自由や権利を守るため。

[問題](2 学期期末)

右の図は、日本の三権分立のしくみを表したものである。ただし、①には「違憲審査」、⑦には「選挙」が入る。

(1) ②～⑥に入る語を、それぞれ下の[]から選べ。

[国民審査 国政調査 裁判官の任命
衆議院の解散 不信任決議 選挙
弾劾裁判 内閣総理大臣の任命]



(2) ⑧には「政治や社会について、多くの国民が思っている意見」を意味する語が入る。この語を漢字 2 文字で書け。

(3) (2)のあり方に大きな影響をおよぼす、マスメディアの具体例を 1 つ書け。

(4) A～C に「国会」「内閣」「裁判所」のどれかを入れよ。

[解答欄]

(1)②	③	④	⑤
⑥	(2)	(3)	(4)A
B	C		

[解答](1)② 弾劾裁判 ③ 裁判官の任命 ④ 衆議院の解散 ⑤ 不信任決議 ⑥ 国民審査

(2) 世論 (3) 新聞 (4)A 裁判所 B 国会 C 内閣

[解説]

①は違憲審査なので A は裁判所である。また、⑦は選挙なので B は国会である。

内閣総理大臣の指名は国会が行うが、任命は天皇が行う。

【】 総合問題

[問題](要点整理)

次の表中の①～⑫に適語を入れよ(または、適語を選べ)。

<p>裁判所の種類など</p>	<p>(裁判所の種類)</p> <pre> graph TD A["(①)裁判所"] --> B["(②)裁判所"] B --> C["(③)裁判所"] B --> D["(④)裁判所"] C --> E["(⑤)裁判所"] D --- F["(未成年者の刑事事件など)"] </pre> <p>②～⑤を総称して(⑥)裁判所という</p> <p>第一審の裁判所：未成年者の刑事事件は(⑦)裁判所，140万円以下の民事事件は(⑧)裁判所，それ以外は地方裁判所。</p> <p>(⑨)制：1つの事件について3回まで裁判を受けることができる</p> <p>第一審の判決に不服のときは(⑩)，</p> <p>第二審の判決に不服のときは(⑪)することができる。</p> <p>裁判を(⑫)に行い人権を守るため。</p>
<p>(⑬)権の独立</p>	<p>(⑬)権の独立</p> <p>「すべて裁判官は，その(⑭)に従い独立してその職権を行い，この(⑮)および(⑯)にのみ拘束される。」</p> <p>(裁判官の身分の保障)</p> <p>(⑰)(国民の判断)，(⑱)裁判所(国会に置かれる裁判所)</p>
<p>(⑲)権</p>	<p>(⑲)権：法律などが憲法に違反していないかを判断する権限で，⑳(最高裁判所だけ／すべての裁判所)が持っている。</p> <p>最高裁判所は(⑲)の最終決定→(㉑)と呼ばれる。</p>

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯
⑰	⑱	⑲	⑳
㉑			

[解答]① 最高 ② 高等 ③ 地方 ④ 家庭 ⑤ 簡易 ⑥ 下級 ⑦ 家庭 ⑧ 簡易
 ⑨ 三審 ⑩ 控訴 ⑪ 上告 ⑫ 慎重 ⑬ 司法 ⑭ 良心 ⑮ 憲法 ⑯ 法律
 ⑰ 国民審査 ⑱ 弾劾 ⑲ 違憲審査 ⑳ すべての裁判所 ㉑ 憲法の番人

[問題](要点整理)

次の表中の①～⑱に適語を入れよ。

(①) 裁判	(①)裁判：貸したお金を返してもらえないなど私人の間の争い。 訴えた方を(②), 訴えられた方を(③)という。 (④)裁判：(①)裁判の一種で、行政機関を相手に訴える裁判。 (⑤)：判決を待たずに双方が合意して円満に解決すること。
(⑥) 裁判	警察官が逮捕→(⑦)へ送検。 →(⑦)は、犯罪を起こしたとされる(⑧)者を裁判所に(⑨)する。 (⑥)裁判では、訴えた(⑦)が原告、訴えられた者が(⑩)。
(⑥)裁判と 人権保障	現行犯の場合を除き、逮捕には(⑪)の発行する(⑫)が必要。 (⑬)人を依頼する権利がある。 迅速な(⑭)裁判を受ける権利がある。 (⑮)権：自分に不利なことを話すように強要されない。 有罪判決を受けるまでは(⑯)と推定される。 (⑰)：無実なのに犯罪者として扱われたり有罪とされたりすること。 →裁判確定後に新たな証拠などのとき→(⑱)が行われる。

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯
⑰	⑱		

[解答]① 民事 ② 原告 ③ 被告 ④ 行政 ⑤ 和解 ⑥ 刑事 ⑦ 検察官 ⑧ 被疑
 ⑨ 起訴 ⑩ 被告人 ⑪ 裁判官 ⑫ 令状 ⑬ 弁護 ⑭ 公開 ⑮ 黙秘 ⑯ 無罪
 ⑰ えん罪 ⑱ 再審

[問題](要点整理)

次の表中の①～⑫に適語を入れよ(または、適語を選べ)。

(①)員 制度	(①)員制度：(②)制度改革の1つとして、国民の裁判への(③)を進めるために2009年に導入された。 (①)員は、満(④)歳以上の国民の中からくじなどで選ばれる。 (①)員裁判が適用されるのは、(⑤)裁判所で行われる⑥(刑事／民事)裁判の第(⑦)審。 3名の裁判官と(⑧)名の(①)員が裁判を担当し、(①)員は、 ⑨(ア 有罪・無罪の決定のみ／イ 有罪・無罪の決定と量刑の両方)を行う。
その他の改革	(⑩)テラス、取り調べの(⑪)化、被害者(⑫)制度

[解答欄]

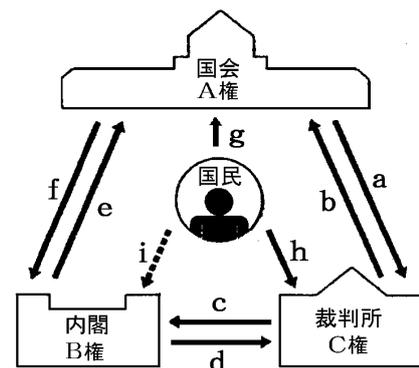
①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫

[解答]① 裁判 ② 司法 ③ 参加 ④ 18 ⑤ 地方 ⑥ 刑事 ⑦ 一 ⑧ 6 ⑨ イ
⑩ 法 ⑪ 可視 ⑫ 参加

[問題](要点整理)

次の表中の①～⑭に適語を入れよ。

(①)	(①): 権力を3つに分けそれぞれ独立した機関に担当させるしくみで、国の権力が1つの機関に(②)することを防ぎ、国民の自由や権利を守る
三権の関係	<p>Aは(③)権 Bは(④)権 Cは(⑤)権</p> <p>(以下は、右図 a～i から選べ)</p> <p>内閣総理大臣の指名：(⑥) 衆議院の解散：(⑦) 裁判官の指名・任命：(⑧) 命令、規則、処分の違憲・違法審査：(⑨) 法律の違憲審査：(⑩) 裁判官の弾劾裁判：(⑪) 選挙：(⑫) 世論：(⑬) 国民審査：(⑭)</p>



[解答欄]

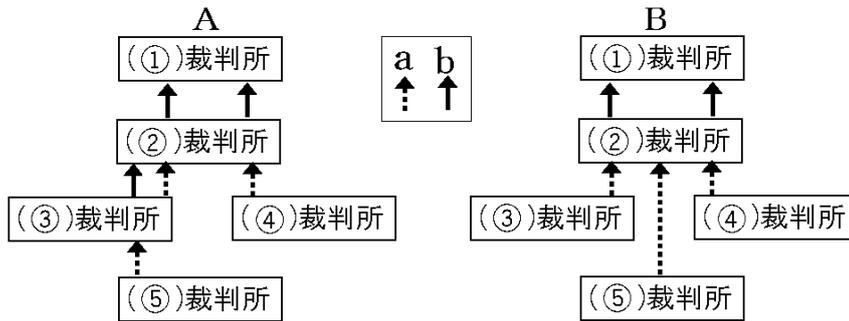
①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭		

[解答]① 三権分立 ② 集中 ③ 立法 ④ 行政 ⑤ 司法 ⑥ f ⑦ e ⑧ d ⑨ c
⑩ b ⑪ a ⑫ g ⑬ i ⑭ h

[問題](2 学期期末など)

次の各問いに答えよ。

(1) 次の図中の①～⑤にあてはまる語句を書け。



- (2) (1)の図中の②～⑤の裁判所をまとめて何裁判所というか。
- (3) 企業や個人など、私人間の争いを裁く裁判を何というか。
- (4) 犯罪について、有罪か無罪を決定する裁判を何というか。
- (5) (4)の裁判を表しているのは、図のA、Bのうちのどちらか。
- (6) 次の文章中の①～③に適語を入れよ。

裁判の第一審は、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所のいずれかで行われる。未成年者の刑事事件、家庭内・親族間の民事上の争いは(①)裁判所が第一審になる。140万円以下の民事事件、罰金刑以下の刑事事件の場合は(②)裁判所が第一審になる。それ以外は、(③)裁判所が第一審になる。

- (7) 図中のaとbは上級の裁判所に不服を申し立てることを示している。それぞれ何というか。
- (8) (7)のように、原則として1つの事件について3回まで裁判を受けることができるしくみを何というか。
- (9) (8)の制度がとられている理由を簡潔に説明せよ。

[解答欄]

(1)①	②	③	④
⑤	(2)	(3)	(4)
(5)	(6)①	②	③
(7)a	b	(8)	
(9)			

[解答](1)① 最高 ② 高等 ③ 地方 ④ 家庭 ⑤ 簡易 (2) 下級裁判所 (3) 民事裁判 (4) 刑事裁判 (5) B (6)① 家庭 ② 簡易 ③ 地方 (7)a 控訴 b 上告 (8) 三審制 (9) 慎重な裁判によって人権を守るため。

[問題](後期中間など)

次の各問いに答えよ。

(1) 次の条文を見て、各問いに答えよ。

「すべて裁判官はその(A)に従い独立してその職権を行い、この(B)及び(C)にのみ拘束される」

① 条文の A~C にあてはまる語句を入れよ。

② この原則を何というか。

(2) 最高裁判所の裁判官をやめさせるべきかどうかを国民が投票で決めることを何というか。

(3) 裁判官を辞めさせるべきかどうかを決めるために、国会が設置する機関を何というか。

(4) 裁判所が持つ、国会の定める法律や、内閣の行政処分などが憲法に違反していないかどうかを判断する権限を何というか。

(5) (4)の権限をもつ裁判所はどこか。次のア~ウから 1 つ選べ。

ア 最高裁判所のみ イ 最高裁判所と高等裁判所 ウ すべての裁判所

(6) 最高裁判所は、(4)について最終的に判断する権限を持っていることから、何と呼ばれているか。

(7) 最高裁判所の長たる裁判官は(①)の指名にもとづいて(②)が任命する。その他の裁判官は(①)が任命する。文中の①, ②に適語を入れよ。

[解答欄]

(1)①A	B	C	②
(2)	(3)	(4)	(5)
(6)	(7)①	②	

[解答](1)①A 良心 B 憲法 C 法律 ② 司法権の独立 (2) 国民審査 (3) 弾劾裁判所
(4) 違憲審査権 (5) ウ (6) 憲法の番人 (7)① 内閣 ② 天皇

[問題](2 学期中間など)

次の各問いに答えよ。

- (1) 民事裁判で、①訴えた人、②訴えられた人をそれぞれ何というか。
- (2) 民事裁判において、判決を待たずに双方が合意して円満に解決することがあるが、これを何というか。
- (3) 民事裁判の一種で、行政機関を相手に訴える裁判を何というか。

- (4) 刑事事件の被疑者を、裁判所に訴える右図の A はだれか。

- (5) (4)が被疑者を裁判所に訴えることを何というか。

- (6) 訴えられた右図の Bは何と呼ばれるか。

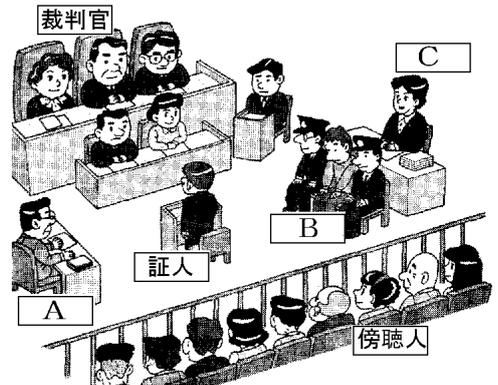
- (7) 右図の CはBの利益を守る法律の専門家である。法廷では何と呼ばれるか。

- (8) 被疑者や(6)の人権保障について、次の文章中の①～⑥に適語を入れよ。

憲法では、(①)の場合を除いては裁判官が出した(②)なしには逮捕されないこと、自分に不利なことはいわなくてもよい(③)権、迅速な(④)裁判を受ける権利、(⑤)を依頼する権利などが保障されている。また、(6)は、有罪の判決を受けるまでは(⑥)と推定される。

- (9) 無実であるのに、犯罪者として扱われたり有罪とされたりすることを何というか。

- (10)裁判で刑が確定した後に、裁判の重大な誤りが疑われる場合に認められる、やりなおしの裁判の制度を何というか。



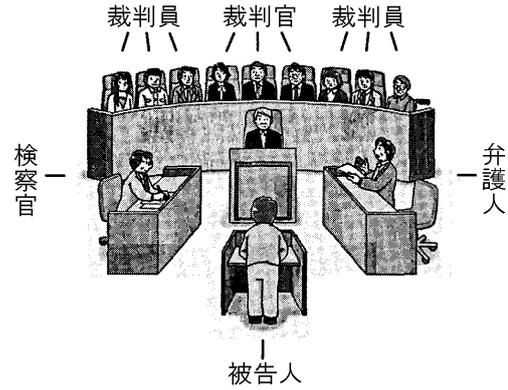
[解答欄]

(1)①	②	(2)	(3)
(4)	(5)	(6)	(7)
(8)①	②	③	④
⑤	⑥	(9)	(10)

[解答](1)① 原告 ② 被告 (2) 和解 (3) 行政裁判 (4) 検察官 (5) 起訴 (6) 被告人 (7) 弁護士 (8)① 現行犯 ② 令状 ③ 黙秘 ④ 公開 ⑤ 弁護士 ⑥ 無罪 (9) えん罪 (10) 再審

[問題](2 学期期末など)

右図は、2009年に導入された新たな制度による、裁判の法廷のようすを示したものである。次の各問いに答えよ。



- (1) この制度を何というか。
- (2) 裁判員はどのようにして選ばれるか。「満～歳以上」という語句を使って簡単に説明せよ。
- (3) (1)の制度を導入した目的を「参加」という語句を使って簡単に説明せよ。
- (4) (1)の制度が適用される裁判を、「〇〇裁判の第〇審」という形で答えよ。
- (5) (1)の制度が適用される裁判は、どこで行われるか。次の[]から1つ選べ。
[地方裁判所 高等裁判所 最高裁判所]
- (6) 裁判員の仕事について、正しいものを次から1つ選べ。
ア 有罪・無罪の決定のみを行う。
イ 量刑のみを行う。
ウ 有罪・無罪の決定と量刑の両方を行う。
- (7) (1)の制度や法科大学院など、人々が利用しやすい裁判制度にするために進められてきた改革を何というか。
- (8) (7)の改革には、次の①～③もある。それぞれ何というか。下の[]から選べ。
① 捜査が適正に行われたかを確かめられるように録画・録音等が一部義務化された。
② 弁護士などの専門家が少ない地域でも、だれもが司法に関するサービスを受けられるように設置された。
③ 刑事裁判で被害者や遺族の声を裁判に反映させるために導入された。
[法テラス 被害者参加制度 取り調べの可視化]

[解答欄]

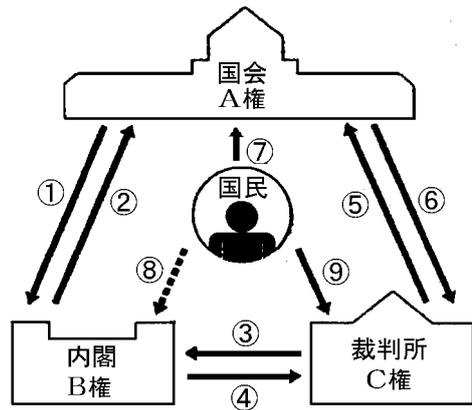
(1)	(2)	
(3)		(4)
(5)	(6)	(7)
(8)①	②	③

- [解答](1) 裁判員制度 (2) 満18歳以上の国民の中からくじなどで選ばれる。
 (3) 国民の裁判への参加を進めるため。 (4) 刑事裁判の第一審 (5) 地方裁判所 (6) ウ
 (7) 司法制度改革 (8)① 取り調べの可視化 ② 法テラス ③ 被害者参加制度

[問題](2 学期期末など)

右の図を見て、次の各問いに答えよ。

- (1) 図の A～C にあてはまる語句をそれぞれ漢字 2 字で答えよ。
- (2) (1)の三権が抑制しあい、均衡するしくみを何と
いうか。
- (3) (2)のしくみが導入されている理由を、「権力」
「集中」「自由や権利」の語句を使って説明せよ。
- (4) 図の①～⑨にあてはまる語句を次のア～ケから
1 つずつ選んで記号で書け。



- ア 内閣総理大臣の指名，内閣不信任決議
- イ 最高裁判所長官の指名など
- ウ 裁判官の弾劾裁判
- エ 国民審査
- オ 衆議院の解散
- カ 行政処分などの違憲・違法審査
- キ 法律の違憲審査
- ク 選挙
- ケ 世論

[解答欄]

(1)A	B	C	(2)
(3)			
(4)①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨			

[解答](1)A 立法 B 行政 C 司法 (2) 三権分立 (3) 国の権力が 1 つの機関に集中することを防ぎ、国民の自由や権利を守るため。 (4)① ア ② オ ③ カ ④ イ ⑤ キ ⑥ ウ ⑦ ク ⑧ ケ ⑨ エ

【FdData 中間期末製品版のご案内】

詳細は、[\[FdData 中間期末ホームページ\]](#)に掲載 ([Shift]+左クリック→新規ウィンドウ)

◆印刷・編集

この PDF ファイルは、FdData 中間期末を PDF 形式に変換したサンプルで、印刷はできないように設定しております。製品版の FdData 中間期末は Windows パソコン用のマイクロソフト Word(Office)の文書ファイルで、印刷・編集を自由に行うことができます。

◆FdData 中間期末の特徴

中間期末試験で成績を上げる秘訣は過去問を数多く解くことです。FdData 中間期末は、実際に全国の中学校で出題された試験問題をワープロデータ(Word 文書)にした過去問集です。各教科(社会・理科・数学)約 1800~2100 ページと豊富な問題を収録しているため、出題傾向の 90%以上を網羅しております。

FdData 中間期末を購入いただいたお客様からは、「市販の問題集とは比べものにならない質の高さですね。子どもが受けた今回の期末試験では、ほとんど同じような問題が出て今までにないような成績をとることができました。」「製品の質の高さと豊富な問題量に感謝します。試験対策として、塾の生徒に FdData の膨大な問題を解かせたところ、成績が大幅に伸び過去最高の得点を取れました。」などの感想をいただいております。

◆サンプル版と製品版の違い

ホームページ上に掲載しておりますサンプルは、印刷はできませんが、製品の全内容を掲載しており、どなたでも自由に閲覧できます。問題を「目で解く」だけでもある程度の効果をあげることができます。しかし、FdData 中間期末がその本来の力を発揮するのは印刷ができる製品版においてです。印刷した問題を、鉛筆を使って一問一問解き進むことで、大きな学習効果を得ることができます。さらに、製品版は、すぐ印刷して使える「問題解答分離形式」、編集に適した「問題解答一体形式」、暗記分野で効果を発揮する「一問一答形式」(理科と社会)の 3 形式を含んでいますので、目的に応じて活用することができます。

※[FdData 中間期末の特徴\(QandA 方式\)](#) ([Shift]+左クリック→新規ウィンドウ)

◆FdData 中間期末製品版(Word 版)の価格(消費税込み)

※以下のリンクは[Shift]キーをおしながら左クリックすると、新規ウィンドウが開きます

[社会地理](#)、[社会歴史](#)、[社会公民](#)：各 7,800 円(統合版は 18,900 円) ([Shift]+左クリック)

[理科 1 年](#)、[理科 2 年](#)、[理科 3 年](#)：各 7,800 円(統合版は 18,900 円) ([Shift]+左クリック)

[数学 1 年](#)、[数学 2 年](#)、[数学 3 年](#)：各 7,800 円(統合版は 18,900 円) ([Shift]+左クリック)

※Windows パソコンにマイクロソフト Word がインストールされていることが必要です。(Mac の場合はお電話でお問い合わせください)。

◆ご注文は、メール(info2@fdtext.com)、または電話(092-811-0960)で承っております。

※[注文→インストール→編集・印刷の流れ](#)、[※注文メール記入例](#) ([Shift]+左クリック)

【Fd 教材開発】 Mail : info2@fdtext.com Tel : 092-811-0960